

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 28 年第 2 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 28 年 6 月 7 日午前 9 時 00 分、第 2 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	村松 太	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 金田敏行議員

(1) 若者定住対策の政策について

(2) 自然災害への防災対策について

- 2 夏目忠昭議員
 - (1) 空き缶等ポイ捨て防止積極対策について
- 3 田中邦利議員
 - (1) 町内商店存続のための支援策について
 - (2) 町内公共施設の実態調査の結果について
- 4 金田文子議員
 - (1) 熊本地震の教訓生かせ
 - (2) 生活困窮者自立支援法に則った設楽町の支援体制を問う
- 5 今泉吉人議員
 - (1) 小学校通学路等にグリーンベルトの設置について
 - (2) I ターン勧誘者に奨励金の公布について
- 6 河野清議員
 - (1) 設楽町の森林政策について問う
- 7 高森陽一郎議員
 - (1) 現行設楽ダムの存在理由は何処にあるのか
 - (2) 八橋地区が広大な無人地帯となり、ビオトープとねこぎぎの養殖場にする方針が出されているが、—————養殖場づくりするのは天下り先作りを正当化するものではないか
 - (3) 転流工によって松戸右岸の岩盤が想定以上に脆い等の事実があった時国交省から正しい情報を入手できる確約はあるのか
 - (4) パラダイムシフトはあるのかどうか

日程第 6 報告第 2 号

平成 27 年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について

日程第 7 報告第 3 号

平成 27 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 8 承認第 2 号

専決処分の承認について

日程第 9 承認第 3 号

専決処分の承認について

日程第 10 議案第 49 号

設楽町いじめ対策委員会及び設楽町いじめ問題調査委員会条例について

日程第 11 議案第 50 号

平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 51 号

平成 28 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 52 号

平成 28 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 熊本地震が 4 月に発生してから、早 2 か月が経とうとしています。会議に先立ちまして、熊本地震で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしまして、黙とうをささげたいと思います。皆様、御起立をお願いします。

黙とう。

(黙とう)

お直りください。ありがとうございます。御着席ください。

ただいまの出席議員は、12 名全員です。定足数に達していますので、平成 28 年第 2 回設楽町議会定例会(第 1 日)を開会します。これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8 伊藤 おはようございます。平成 28 年第 2 回定例会第 1 日の運営について、6 月 2 日に議会運営委員会を開催し審査した結果を報告します、日程第 1、日程第 2 は従来どおりです。日程第 3 「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果、陳情、要望の取扱いについての報告があります。日程第 4 「行政報告」は、町長より報告があります。日程第 5 「一般質問」は、7 名の質問があり、受付順で質問時間は答弁を含めて 50 分以内です。日程第 6 報告第 2 号から順次 1 件ごとに上程しますが、日程第 6 報告第 2 号と日程第 7 報告第 3 号、日程第 11 議案 50 号から、日程第 13 議案第 52 号までは一括上程します。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、11 番松下好延君及び 1 番今泉吉人君を指名をいたします。よろしく願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。そのように決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。

議長として、例月出納検査結果及び請願・陳情の取り扱いについての報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成28年の2月、3月、4月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、請願書及び陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、陳情2件、要望1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情第2号「地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書」は、総務建設委員会付託。陳情第3号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書」は、議長預かり。要望3号「設楽町内ゴミポイ捨て常習箇所の美化施策の実施について」は、文教厚生委員会付託とします。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、本年度最初の6月議会定例会初日の開催に当りまして、全員の方々に御参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、東海地方も平年より4日ほど早く梅雨入りを迎え、今後、雨や曇りの日が多く、蒸し蒸しとした日々が続きますが、6月は少雨との予想がされている反面、その反動で梅雨末期には例年のように台風ですとか、また集中豪雨等によって自然災害の発生が、大変危惧される場所でもあります。そうしたことに対する的確に、今後対応して参りたいと考えているところでございます。

国政におきましては、消費税増税の2年半の延期、そして衆議院の解散

がとり沙汰されましたが、衆参同日選挙もなく、そして6月2日の閣議におきまして、第24回参議院議員通常選挙についての選挙日程が6月22日(水)となったという公示がされました。そして7月10日(日)の投票日と決定がされたところでございます。選挙の管理執行に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、今回の選挙から18歳、19歳の若者が、新たに有権者として1票を投じることができるようになったと聞いておりますし、そのように執行してまいります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず最初に、「設楽ダム建設に関する基本計画」の変更について、報告いたします。議員各位御承知のとおり、設楽ダムに関しましては、設楽町として苦渋の選択で、平成21年2月5日に「設楽ダム建設に伴う補償基準の妥結並びに設楽ダム建設同意に関する調印」を行ったところであります。

その後の検証作業等、時間を経過した結果、平成26年4月25日、国は設楽ダム建設事業を継続する方針を決定され、再びダム事業が動き出すことになり、本日に至っているところでございます。

そして今回、改めて国として特定多目的ダム法に基づき、基本計画の変更がされることとなったとの報告を受けたところでございます。その変更の主なものといたしましては、工期の最終年度が、従来は平成32年度までと報告されてあったものが、今回、平成38年度までに延ばす。そして、事業費についても消費税の引き上げ、また東北の大震災、熊本の大震災等による建設費の単価アップを勘案して、2,070億円から約2,400億円に増額されることになったと聞いているところでございます。こうした計画内容が、改めて示された状況によりまして、今後、この計画に基づき、より一層の工事進捗が計画的に進んで行くこととなる裏付けとなったものと受け止めておるところでございます。

また、工事期間におきましては、先ほど申し上げた平成38年の期間の中には、試験湛水期間の2年が含まれております。従いましてこの湛水が完了する前、2年前までにはダム本体工事や付け替え道路等は、工事期間最終年度の2年前には、完了するということになるかと理解しております。従いまして、この期間内において今後行っていくダム関連事業等、地域振興に伴う事業等につきましても、こうした時間の中で計画的に実施していかれることでありますし、町といたしましても必要な事業を進めてまいりたいと思っております。

2点目は、民間によります町内への木材チップ工場の建設についてでございます。岐阜県美濃加茂市に本社があります株式会社佐合木材が設楽町内

へ木質チップ製造工場を建設するということの報告が、社長からありました。場所につきましては、設楽町田峯鷹野、ここは元出来山鉦山の工場跡地でございます。敷地面積は約3,000平方メートルで、今年の夏から随時、原木等の受け入れを始め、当面は2万トンを目標に稼働し、最終的には5万トンまで増産したいということでありました。設楽町を中心に材料を集め、枝葉、根株、C材、D材等こうした木材を活用することでの地元還元への期待を寄せるところであります。

3点目につきましては、熊本地震に係る被災市町村への職員派遣についてであります。4月に発生した熊本地震の被災市町村では、今なお多数の住民の方が不自由な避難所生活を送っておられます。

5月のゴールデンウィーク前に、愛知県町村会から被災市町村への職員派遣について緊急要請がありました。当初の要請といたしましては、具体的な市町村名がなく、罹災証明発行事務の補助ということで、税務経験職員3名を派遣するよう準備していたところではございました。その後、5月下旬になりましてから、熊本県菊池郡大津町への正式な職員派遣要請がありましたので、2人1組で、6月11日から2週間派遣することといたしました。1人は2週間の派遣、残りの1人は1週間交替での派遣となる予定としております。業務内容につきましては、家屋被害の2次認定調査ということでありまして、3人の職員には大変御苦勞掛けますが、被災地のためにぜひとも頑張ってきていただきたいと思っております。ちなみに隣の東栄町も6月1日から1人を1週間、大津町へ派遣していると聞いているところでございます。

次は国家公務員初任行政研修「地方自治体実地体験」についてであります。今年度採用されました国家公務員の初任行政研修の一環といたしまして、地方自治体での実地研修制度があり、昨年度人事院からその受入希望調査がありましたので、本町といたしましても、山村過疎の町の実態を知ってもらうために、また、国家公務員の方々との交流を通じて、若手職員を始めとする職員のスキルアップを図るため受入を希望し、申請をしたところではございまして、これを受けて昨日から金曜日までの1週間、3人の職員の方々が本町で研修を行っていただくことになりました。

昨日は、設楽町の概要ですとかまちづくり、また産業振興等の説明を行い、本日は、こうして午前中の時間の間、この議会そして一般質問等を傍聴していただきますので御承知を願うところでございます。また、午後から明後日までは、町内の学校ですとか保育園、そして農林業の現場、更にはゴミの収集体験、そして設楽ダム建設予定地や集団移転地等へ出かけていただき、様々な町の状況を見ていただきながら、研修を行っていただくよう計画をしているところでございます。

次は、創業支援事業計画の認定についてであります。新城市・設楽町・東栄町・豊根村の4市町村が連携して、産業競争力強化法に基づき、地域における「創業の促進」を目的として策定をいたしました5か年の「創業支援事業計画」が、去る5月20日、経済産業省及び総務省から認定されました。今後、関係機関と連携いたしまして創業者のための支援体制を構築することで、効果的かつ効率的な取り組みを通じて奥三河地域における創業の拡大、雇用の創出を目指してまいりたいと考えております。

最後に、アーリントンハイツ訪問団についてであります。今年も、本町の中学生海外派遣事業で、毎年お世話になっておりますアメリカ合衆国イリノイ州のアーリントンハイツから訪問団が来町されます。6月21日に日本へ到着し、名古屋市内等を見学後、23日木曜日に生徒12名、引率の先生2名が設楽町を訪問いたします。24日金曜日と27日月曜日は終日、設楽・津具両中学校で日本の学校体験をしていただき、土曜・日曜日はホームステイされるご家庭でのメニューで、日本文化を体験していただく予定であります。そして、28日の火曜日には、最後の日本見学地として京都へ向かうことになっております。

本日は、7名の議員によります「一般質問」に続きまして、継続費及び繰越明許費に係る報告2件、税条例等の一部改正に係る専決処分の承認2件、制定条例1件、一般会計・特別会計の補正予算3件、合計8件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。そして、議会定例会初日の審議に先立ち、私の行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますのでご協力をお願いします。

はじめに、3番金田敏行君の質問を許します。

3金田 おはようございます。議長のお許しを頂きましたので一般質問をさせていただきます。私は、大きく分けまして2問ほど質問させていただきます。最初に若者定住対策の政策についてお伺いいたします。本年度より始まりました若者の移住定住対策として、先の議会でI・Uターン若者が新築を計画した時のために、町の所有している宅地を坪1万円という安価で譲り、しかも各種の条件はあるものの新築住宅建設費に最大で500万円の補助金を打ち出し、4月よりスタートしているところであります。この政策に興味を持ち多くの若者が定住して増えていただければと、私は期待しているところであります。

しかし、現実には厳しく若者世帯が町内に定住するためには、まず働く場所の確保が求められています。町内に住み続け、下流域に通勤することも考えられるところですが、できれば町内での職場があればその方が良いと誰でもが考えているところでもあります。特に町内での定住に熱い思いを持っている若者の中には、一身発起し起業を考えている方も居るのではないのでしょうか。そのような若者が起業しようとしても、資金難のために大きな夢を持ちながら手をこまねいているとするならば、それこそ設楽町として大きな損失ではないのでしょうか。町が1若者の夢を叶えるために補助金を出す事は、無理ではありますが、そのような熱い心のある方に対して町の考えをお伺いします。そこで質問ですが設楽町として、町内在住又は今後移住定住を希望し起業を志している若者や町民に対する支援策についてどのようにお考えなのか伺います。

次にもう1点、自然災害における防災対策についてお伺いします。先ほど黙とうもありましたが、本年4月14日午後9時26分、九州熊本県熊本地方を震源とする最大マグニチュード7.3、最大震度7を記録する大地震が発生しました。しかも今回の地震では、あまり聞き慣れない前震と本震の2度で震度7を観測されるなど、熊本県や大分県で大きな被害が出て、死者及び行方不明者50名、負傷者1,684名、災害被害者数は約18万4,000人と言われ、東日本大震災についでの大災害となりました。特に死者の数は家屋倒壊で37名、土砂災害で9名でありました。先日の新聞報道では東海南海地域ではプレートの歪みが多く蓄積されていて、いつ大地震が発生してもおかしくないと言われております。設楽町では先の東日本大震災のような津波被害はありませんが、今回の熊本地震のように家屋の倒壊や土砂災害が予想されております。今回の報道で倒壊した家屋から地域の消防団員や住民が協力しあい、被災住民を助け出す所が放映されました事は日頃から地域住民が危機意識を持ち、地域の防災訓練等に参加し、訓練することの大切さを痛感させられましたのは私だけでは無いと思います。現在設楽町では本年度中に防災計画の見直しが行われている所ではありますが、今回の熊本震災を見ますとできるだけ速やかな完成をお願いしたいところであり、ここ数年行われております町の防災訓練会も本年も計画されていると思いますが、その内容が少しマンネリ化しているのでは無いのでしょうか。内容の充実を図る為の策としてお伺いしたいと思います。そこで質問です。

1つ、本年度見直し作成している防災計画の完成は、喫緊の課題であるだけに、早い見直しは望めますが完成予定はいつ頃と想定しているかをお伺いします。

1つ、本年度の町の防災訓練の日程とその内容についてお伺いします。

1つ、防災備品は設楽町役場及び各地区で設置補充し着々とその内容も地区別に色々な考えがあり、充実されてきていると思いますが、町として今後の配備計画についてどのようにお考えなのかをお伺いします。

1つ、今回の熊本地震でも痛感しましたが、災害時には防災担当者のトップがしっかりしていないと被災住民に大きな混乱を持たし、緊急時の応急処置の手遅れになります。その点で設楽町としては非常事態を想定とした庁舎内での訓練をどのように考えているのかをお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

産業課長 私からは金田議員の1点目の起業に対する支援策等についてお答えさせていただきます。移住を希望されている方は、当町でどのような仕事があるのか、起業ができるチャンスがあるのかといった思いを持っていると思います。

当町における個人や事業所、団体を対象とした補助事業は、現在、農林業分野に限定されており、さらに起業支援を目的とした町の補助事業になりますと、新たに農林水産物等の加工・販売等の企業を起こした方に対しての「設楽町起業家グループ事業補助金」のみとなります。この補助事業では、起業経費の2分の1を上限10万まで補助しており、現在、予算措置はしておりませんが、要望があれば対応していこうということで進めています。一方、これまで商工業分野において個人や事業所を対象とした補助事業を、当町では設けておりません。地域における創業に取り組む先進的な自治体を見ますと、地域づくり、人づくりにおいて明確なビジョン、意志を持ち、資金援助以上に、真剣に創業を目指す者が安心して取り組めるような環境づくり、信用信頼の確立に努めているのが特徴です。

先ほど町長の行政報告にもございましたが、このような中、今年度、新城市・設楽町・東栄町・豊根村の4市町村が連携して、産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、「創業支援事業計画」を策定し、5月20日に経済産業省及び総務省から認定をいただいたところです。これまで、それぞれの市町村、各分野で個別に取り組んできた創業支援の体制を一新し、関係機関と連携して創業者のための支援体制を構築することで、効果的かつ効率的な取り組みを通じた、奥三河地域における創業の拡大、雇用の創出を目指しております。具体的には、「創業支援事業計画」を基に自治体、商工会、金融機関が連携して、ビジネスモデルの構築、資金調達から創業後のフォローまで、創業に必要な要素を相談窓口のワンストップ化、専門家を加えたハンズオン、いわゆる体験などを通じて関係機関の強みを生かしながら創業を支援してまいります。

支援を受けた創業者は、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の

支援策が適用されることになっております。また、認定市町村での創業のみを対象とした創業支援に関する国の補助金を活用することができるということです。

数値的には、平成 28 年度から平成 32 年度にかけて、商工会などの創業支援事業者が連携して、創業希望者に対しまして、創業相談、創業支援セミナー等によりまして、全体で年間延べ 70 名程度の支援を実施し、そのうち 2 割の創業の実現を目指しております。

このように、当町もまずは創業に安心して取り組める環境づくりに重点を置きまして、支援策をまとめていきたいと考えています。

町長 ご質問の中にあります、特に若者や町民に対する支援策についてどう考えるかということについて、私からお答えをさせていただきます。今、ご承知のように設楽町では商店の数が著しく減少しております。これは人口減少が進むのと比例して、こうした町内商店の数の減少傾向に繋がっているものというふうに考えるところでございまして、私は、今後もこうした状況を推理すると、非常に厳しい状況にあるのだろうと非常に危惧している所でもあります。従いましてこうした状況を、少しでも歯止めをかけるためにこの施策として、新たに商業を起業していただく、そういうことを対象に、また、既存の商店の後継者の方々、後継者も本当に不足してきているというそういった事もこうした事に繋がっているという理解をしておきまして、これの育成にも繋げていくために必要となる新たな設備投資、また、働き手の確保等、必要となる内容を、まずは商工会の方々との意見交換、意見要望等をお聞きする中でこれに必要な費用助成、そうしたものを交付するための要綱等を整備をして、そして新たな制度を設けてこれに対応してまいりたいと考えているところでございます。こうした施策を講じる事で移住される方、また定住していこうと考えておみえになる方達が、商業に取り組んでいただいて、そして少しでもこうした事への起業に繋がっていけるように意欲を高めていただくことに期待をし、これを進めてまいりたいと思っている所でございます。

総務課長 それでは 2 問目の自然災害における防災対策に関する 4 問の質問について回答させていただきます。まず 1 点目、防災計画の完成予定についてであります。近年、東日本大震災、広島土砂災害、御嶽山の噴火や、昨年の鬼怒川の氾濫、4 月に発生した熊本地震等、想定を大きく超えた大規模な自然災害が頻発しています。また、中央防災会議で国難と想定されています、南海トラフ地震も緊張感が高まり、その発生が大変危惧されているところであります。このような状況下、幸いにも当町は、昭和 43 年 8 月の豊邦地区における 1 戸 6 人死亡の土石流災害以来、約 48 年間甚大な人名災害

は生じていませんが、近年は地震や風水害がいつどこで起きても不思議でない様相を呈しています。防災行政は、住民の命と財産を守るのが使命で、迅速かつ的確な対応が強く求められるものでありまして、防災対応の3原則は、疑わしきは行動せよ、最悪事態を想定して行動せよ、空振りには許されるが見逃しは許されない、と言われ、住民の防災意識、危機意識の高揚による地域の防災力の向上、訓練や備蓄、避難等の災害への事前の備え、的確な情報収集伝達等の発災直前の対応、人命第1で住民の暮らしを守る発災後の対応が的確に行われる事がもっとも重要な事でありまして、このような多種多様な防災対応を体系的かつ機能的に実施するための根幹をなす地域防災計画は、各自治体の状況に即した計画として定めなければなりません。愛知県においては随時必要に応じて改訂されていますが、当町も昨今めまぐるしく変容する災害の形態に即応する防災計画への早急な改訂が求められていますので、現在愛知県の防災計画に準拠して、地震災害対策計画、雨水害等災害対策計画、原子力災害対策計画の3分類において、それぞれ災害予防、防災施設の整備、応急対策、災害復旧等の詳細について、現実的な物として機能的に対応できるようにすると共に、土砂災害警戒情報を活用した避難準備情報、避難勧告、指示、近年の災害を教訓とした風水害等の対応、新たに設定した避難場所避難所等を盛り込んだ計画を改定しつつ、計画に基づく災害時初動マニュアルや、避難所運営マニュアル等の精査に着手しています。議員ご質問の完成時期につきましては、本年12月までに改訂の計画案及び実践マニュアルを完成しまして、来年2月には20名で構成する設楽町防災会議で協議し、年度内の改訂を目指してまいります。

2点目の防災訓練の日程と内容であります。4月の区長会及び、行事カレンダーでお示ししましたように、10月30日に全町一斉の防災訓練を計画しています。訓練につきましては、地域住民の自助共助の防災意識をより高める事を基本的な目標とし、日常的に起こりうる台風や集中豪雨等大雨による土砂災害を昨年度に引き続き想定し、4月に各個配布しました設楽町防災ガイドブックを活用して、自主防災会及び消防団等との連携により実施します。具体的な訓練内容につきましては、災害対策本部の設置及び非常配備体制に基づき、避難勧告の発令、関係機関への連絡員派遣要請や住民による集団行動の実践を図るため、安否確認、安全な避難路の設定等の避難訓練、さらに避難所運営マニュアルに基づき、避難所単位での避難状況の情報収集、伝達訓練、防災資機材の点検、炊き出し訓練等、避難所開設訓練を考えています。8月中には自主防災会長への説明会を開催し、訓練の詳細や避難所運営マニュアルを明示すると共に、消防団本部、正副分団長会議との協議連携を図り、また地区住民への回覧を通してより多くの住民が参加し、効果的な

実践訓練となるよう務めると共に、各自主防災会においてはガイドブックを活用して事前に避難路の検証、安否確認方法、避難所での役割分担等について協議して頂き、住民参加による訓練の高まりをより一層期待するものがあります。こうした地道な訓練を毎年継続して実施し、ステップアップすることが、住民の防災意識や災害時における的確な行動、自主防災会の役割の認識等地域の防災力をさらに高めると共に、町の災害対策本部が円滑かつ的確に情報を収集し、地域住民へ正確な情報を適切なタイミングで伝達する機能強化を図りつつ、相互に連携することが一步一步の成果に繋がって行くものと考えます。

3点目の防災備品の配備計画ですが、配備については、従来から自主防災会に対し同一備品を配備したり、平成25年度においては各自主防災会単位に50万円を上限に要望された備品を貸与してまいりましたが、現在でも複数の自主防災会から追加の要望が出されている状況であります。26年度においては、各自主防災会が保有している配備品リストを他の自主防災会にも情報提供しましたが、地域づくり支援事業等で新たな備蓄品も加わっていますので、本年度自主防災会で配備している状況を再度確認、集約しながら町が各地区で備蓄している備品についても、詳細な情報を全自主防災会へ提供することで、町と自主防災会の配備情報の共有を図り、有事の際に機能的に対応できるよう、各地区との連携を深めてまいりたいと考えます。また、自主防災会の要望に応えるため、次年度に向けて、各自主防災会の状況に即し、真に必要とする配備品を要望できる制度を新たに設け、来年度予算で対応するように考えています。尚、現段階では従来の配備品を無償で交付する方法でなく、補助率や補助金上限額を定め自主防災会からの補助要望に対応する制度を考えています。現在、町における配備品は災害時に被災の影響を最小限にするため、役場倉庫、日赤倉庫及び各小中学校、田口高校に備える防災倉庫に分けて備蓄しています。また本年度を含む最近3年間では新たに非常用トイレ9機、プライベートスペーステント30機、多目的大型テント1機、除雪機3台、毛布100枚を計画的に整備していますが、最近の大災害における避難所等の状況を教訓としますと、住民が求めるものは多種多様で、災害発生後の避難所では明かりの確保を始め、大量の水や食料、毛布、非常用トイレ、プライバシー確保の為の簡易間仕切り、炊き出し器具、テント等の整備が急を要すると認識を強くしたものであります。また、食糧についてはアルファ米、乾パン、保存パン、保存水、ドライミルク等を購入し備蓄していますが、大災害が発生し、町民の半分の方に避難生活を強いると想定した場合、現在の備蓄物品及び食料の量では全く足りませんので、保有する備蓄品に加え、避難所生活において最も必要とする備蓄品及びその数量の検討

を早急に進め、年次計画を作成のうえ、計画的な整備に取り組みます。なお、自衛隊による援助を想定しましても食料等物資がすぐに届くのは難しいと思われるので、各家庭においても3日分程度の食料の備蓄の必要性が言われています。

最後に非常事態を想定した庁舎内の訓練ですが、災害への対応は日常的な備えは無論のこと、的確な対応を図るため、災害対策本部の設置、職員の参集配置による非常配備体制、また情報の収集、的確な避難誘導指示等の迅速かつ機能的な初動対策が非常に重要でありますので、災害時初動マニュアルを策定し、地震台風や、集中豪雨による風水害が発生しそうな場合、あるいは万が一、発生した場合に対応しています。従来から地震はともかく大雨警報等が発令され土砂災害が予想される場合は、災害対策本部を設置し、被害の軽減及び、災害発生後における初動対策の迅速な推進を図るため、それぞれの配備体制基準に基づいて非常配備体制を発令し、地域における災害等に速やかに対応できるよう情報収集に努め、的確な判断ができる体制を備えています。しかしながら職員に対しましては精査した防災計画、詳細なマニュアルは未だ配布明示できていませんので、職員の果たすべき役割、具体的な行動等に関する事項については、全職員に周知できていないのが現状であります。従いまして、現時点で人命に関係するような大災害が発生した場合、職員自身が災害対策本部で編成される地域支援班、救護班、生活班、建設班等職員の果たす役割については、組織としての適切な行動による、集団的機能を少しでも認識するため、今回の防災訓練における避難所開設訓練と連携する形態で災害対策本部訓練の一環として、避難所の開設、物資の搬送、救護者への対応の訓練を実施するため、職員を参集させ、地域支援班及び救護班を災害対策本部から派遣する訓練を併せて考えています。

3 金田 もう一度質問させていただきますが、最初の問題ですけれども、町長にお伺いします。若手の起業を目指している若者の育成のために商工会等を通じて援助云々を出したいという事を考えていると言われましたけれども、その制度を今考えている段階なのですけれども、予算とその考えを実行するというのはいつ頃からやりたいと考えているのかお伺いします。

町長 まずは商工会の方々が、どのような立場というか、若い人たち、また先ほど申し上げた後継者となり得る、そうした人材を育成していくためにどんなことを町に要望されるのか、その具体的な内容というものを直に、いろいろ意見も聞きながら、実になるような助成制度というのを確立する必要があるかと思っております。そのための時間を費やし意見を聞く場面も当然の事ながら作りながらそうした形を作り上げていきたいと思っております。その中で、財源も勿論いろいろな手法をこらしながら財源を確保しなければいけ

ませんけれども、先ほど行政報告でも申し上げたように国の創業支援事業計画というものの認定も受けております。それにはめてそうした商工業者の人たちの育成ですとか、そういう人達に実際に行き渡るような事業内容等を把握する必要もあろうかということで、今申し上げたような話し合いをしながら聞く中で、我々がまた正式に交付していこうという要綱も作って行かなければいけないと思っております。その時間的なことですが、いつまでもずるずるとこうした事をやっていたのでは効果としては何ら意味がないことに繋がりますので、少なくとも今年度中にはきちんとそうした物を確立しながら新年度予算、来年度予算に向けてそうしたものが準備できれば良いかなあと考えているところでございます。

- 3 金田　　そういう若いやる気のある若者が、私はいると思います。一刻も早くできるだけ早く温かい助成を考えていただきたい。また、申請した時に、あまり難しい書類があるんじゃないかと、できるだけ簡易な書類でなんとか審査の方を通れるようなそんな措置をしていただければと思います。

次に防災の方に移ります。今度の防災訓練のことでちょっとお伺いしますけど、訓練内容の事で、私1年前、防災訓練の事で質問させていただきました。その時に町長が、今後は自衛隊等にも協力依頼して中身の濃い密度のある訓練会をしていきたいという答弁を頂きました。今回は自衛隊を呼ぶような予定は無いみたいですが、本年度の訓練会は、そこまで考えてはいませんが自衛隊を呼ぶような大規模な訓練会って言うのを一度やってみたく思うんですけど、その辺のお考えはあるのかないのかお伺いします。

総務課長　　いずれはそういう訓練が必要だというのは認識していますが、現時点においては、もっと住民の意識を高めていく、そういった地道な訓練も必要だと考えていますので、そういうのを積み重ねた上で総合的な訓練を将来的には考えてまいりたいと思います。

- 3 金田　　自衛隊ですから、すぐ呼んで、来てください、はいわかりました、何ていう訳にはいきませんから、準備がいるかと思えます。できるだけ早いうちにお願ひして、少し大規模な訓練会をやるにも本当に今大事な時期だと痛感しております。できるだけ早くお願ひいたします。次に、災害時に防災担当者がしっかりしていないと被災住民に大きな混乱をもたらすと私は言いましたけども、今回の熊本震災の報道で、どこの市町の職員かは忘れましたが、「このような災害は初めての事で不慣れなため、被災者の対応に手間取り、応急処置が後手に回っている」と述べた職員がいるんです。テレビの前で。一方では、機転の利く職員がいて、庁舎内の使用ができないから駐車場に仮設テントを設置し、緊急災害対策本部を設置し、被災住民への対応をしている職員の姿を見ました。私は設楽町もこのような対応ができるよ

うに心技体準備しなければいけないと痛感させられました。災害時にはどこの職員でも非常事態に不慣れなのは当たり前だと思います。自然災害が発生し、この事態に慣れているような職員は、全国を見回しても数は少ないと思います。だからこそ平日頃の訓練、非常事態を想定した訓練を行い、被災者への手際よい対応ができるようリーダーシップの技術を習得していくべきと思いますが、町のお考えはどうでしょうか。

総務課長 言われるのもごもっともかと思いますが、役場の対策本部、それから非常配備体制についてはいろいろなケースにおいて、例えば警報が発令とか被害があった場合には行っています。ただ悲しいかな、この役場の職員私も含めて大きな災害を経験していませんので、いざ有事の際に防災計画なりそういったマニュアルがあったとしてもそのように動けるかどうかという事は難しいかと思えます。従いまして今回の住民の防災訓練に合わせて、全庁的な非常、災害対策本部の全員を使った訓練には、今回はちょっと至りませんが、その中で避難所との関わりのある物資の搬送とか傷病者の救護、その面について今回災害対策本部の下で避難所の方へ派遣して対応できる訓練を今回これから計画してまいりますので、それをさらに将来的には広げつつ、それぞれの職員の知識技術が高まることを目指してまいりたいと思っています。

3 金田 反復訓練といいますか、年に1回の訓練では無くて、年に何回やれとは言いませんが、回数をもう少し増やした方が私は良いと思います。職員の皆さんが大変忙しいことはわかりますから、なかなか時間を費やすのは大変ですけれども、職員全員でやる訓練会、これは本当にやるべきだと思いますので一度総務課長、よろしく計画してください。熊本地震では、災害復旧物資がなかなか被災地に届かないという事態が発生しておりました。途中の道路が被災にあい通行止めになったり、あるいは倒壊家屋のために迂回しなければならないなどの支障があったと思われまます。このような事態は設楽町でも十分考えられます。土砂災害、あるいは橋梁の落橋等は、十分考えられる想定だと思われまます。平日頃から国道県道の通行に関しての関係官庁との連絡体制や町道の迂回路の確認や災害情報の速やかな収集方法など、きめ細かな体制をとって頂きたいのであります。また、今回の防災訓練でもそのような事をやると先ほど総務課長も言われましたけども、もう少し、特に関係官庁の方ってというのは、数年に一度転勤という宿命がありまして、替わってしまいます。そこで、その点がありますので、前の人聞いた、俺は聞いてないという事にはならないように、細かい打ち合わせをして頂きたいと思いますが、そのような打ち合わせの会議みたいなものは、防災訓練に限らず町と県との打ち合わせ会議みたいなもの、そういう場合は年に何回くらいあ

るのですか。

総務課長 受援体制の事だと思いますが、後の金田議員の方でもそのような関連の質問が出ていますが、受援体制については愛知県の方で県内の受援体制計画というのを定めていまして、その中で県の役割、自治体の役割、それから色々な関係機関の役割等が述べられている訳ですが、確かに言われるとおり、道があってもその時にはどういう状況になるか、いろいろなケースがあると思いますので、その受援体制についての細かな町内の中の事についての協力体制等についても考えていかなければならないというふうに思っております。それから今言われた関係機関との連携の部分については、昨年度の防災訓練から派遣要請というのをこちらから正式に行っていまして、国土交通省設楽ダム工事事務所の関係の方に来て頂いて、情報収集の連携を図っていますが、今回もそのような形で行って行きたいと思っております。ただ愛知県やそういう関係機関との協議ってということについては、はっきり何回ってということを示す訳では無いですけど、県の方での受援体制の計画についての説明会とかそういうものがあれば、職員の方が会議に参画しています。必要とあれば国土交通省のそういった国の機関との連携する会議があれば職員もそちらの方に行かせていきたいと思っております。

3 金田 今回の熊本大震災では、最大震度7という非常に強い揺れを、しかも2度も経験したわけです。九州地方ではこのような地震は想定外だったと言いましても、東南海では、近年地震学者などは再三警告されています。もうこの地方においては、想定外という言葉は済まされないのではないかと、それが今現状ではないでしょうか。南海トラフ地震での設楽町の想定最大震度は7以下ですが、それでも5強から6強と想定されております。もしこのような地震が、今のこの時期の梅雨時とかまたは大雨の時に、もし遭遇すれば、今回の阿蘇地方のような大規模な山崩れが、大変心配されます。災害時の想定被害を、先ほど総務課長も見直して、今の想定被害をもっと大きく見直した方が良いんじゃないかという考えを持たれておりましたので、少し安心しましたけども、私も同感で想定をもう少し大きくみた方が良いなあと思っております。質問する前に総務課長答えられましたので、もう少し想定を大きく見直して頂いて、防災マニュアルの方に活かして頂ければと思います。そして本年ですね、防災ガイドマップこれが各戸に配布されました。避難場所、避難所、避難勧告、避難指示等々の言葉が役所言葉でなかなか民間の人にはわからない、だからわかるように説明してくださいということで、この内容にきちんと書いてあります。大変わかりやすく評判も良いと思うのです。ただ1つだけ言いたいのは、ここに避難所、避難場所の場所が書いてあるのですが、ちょっと老人等にはもう少し大きな字が欲しいという要望が

出ていたのです。この部分だけでも良いのですが、大田口地区なら大田口地区、まあ田口地区ですね、5つの小学校区でも結構ですから、もう少し大きな字で避難所、避難場所の大きな書いた紙を、区単位で各戸に配布して頂きたいと思うんですけども、そのようなお考えはありますかとお伺いします。

総務課長　そういうことでありましたら、難しい事ではありませんので対応します。

3 金田　それじゃあすみません、それを本当にお願いしまして私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長　これで、金田敏行君の質問を終わります。

議長　次に、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4 夏目　それでは議長のお許しを得ましたので、私の方からは1点のみ質問させていただきます。空き缶等ポイ捨て防止積極対策についてでございます。去る3月27日の中日新聞に「観光シーズン控え、住民らが清掃作戦。設楽の国道257号沿線」とのタイトルで、名倉地区の住民やJA愛知東設楽支店職員など約50人が、道路脇の斜面や山林に投げ捨てられた「ごみ」を拾い集めたとの記事が載っていました。

ごみは住民や町役場職員有志らが定期的に拾い集めているが、山の中までは手が回らず、ペットボトルや空き缶があちらこちらに散乱。春の観光シーズンを控え、「もう放っておけない」と大がかりな清掃作戦を展開した。タイヤや家具、洗濯機などの粗大ごみも次々に道路まで運び上げられた。

「自然を守りたいから」と参加した設楽中学生の後藤さんは「奥三河の山はごみ箱ではありません。投げ捨てず、持ち帰ってほしいです」の内容の話が記事として載っておりました。

設楽町には、「設楽町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」があります。その第2条の定義に「町民等」という定義がございまして、ここには、「町民、旅行者その他滞在者をいう」と規定されております。また、第4条に、「町民等は、空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するなど散乱の防止に関する施策に協力しなければならない」とあります。第7条には、町の責務が定められておまして、「町は、地域の実情に即した空き缶等のポイ捨て防止に関する施策を実施しなければならない」との規定があります。

そこで質問・提案いたします。

町は、この様なポイ捨てが目立つ場所の把握をしているのでしょうか。これが1点。

2点目、地域住民との防止対話を実施しているかどうか。

3点目、地域住民との協働清掃活動を実施する意思があるかどうか。

4点目、もしそういうことでなければ、例えばシルバー人材センター等への年間清掃委託の実施について検討されてはどうか。

5番目、回収容器指定場所の積極的な指定と、その場所の積極的PRの実施による未然のポイ捨て防止対策について考えてはいかがでしょうか。これは、町民であればゴミステーションがありますので、毎週決まった日時にそういう物を預けますが、観光シーズンになりますと、観光客等が来まして思わず山の中でポイ捨てというところがございます。そうしますと、そういう方々に対して、回収容器の指定場所を積極的に指定して、ポイ捨てをせずにそういうところまで持って行って頂いて、そこでゴミ等の収納を図って頂く、そういうような協力体制をとらないと、いつまで経っても同じことでございますので、そういうことについての対策についてお考えを願っているかどうかをお聞きします。

6番目、ポイ捨て投棄が目立つ場所での防止対策につきまして、例えば地主の了解の下、みどりの防止ネットの設置とネットでの啓発標語の掲示、例えば「ポイ捨ては設楽町条例違反」とか「空き缶等は指定回収場所へ」というような、町の方から積極的に見せる防止対策を図りながら、町民及び観光客等に対しまして、ポイ捨ての防止を図り、なおかつこれら6つの視点の中で年間を通じて、常習ポイ捨て場所の清掃を、しっかりやりながら設楽町ではこういうように住民がしっかりやっているんだから、観光客の方もこれは協力しなきゃならないなということでポイ捨て防止の事前防止を図って欲しいという観念からこの6つをお聞きします。以上でございます。

生活課長 まず1問目の、町はこのようなポイ捨てが目立つ場所を把握しているのかという事をお答えします。現在、一部の箇所は把握しておりますが、情動的には地域環境保全員、町内5名でありまして、月1回以上の巡視が義務づけられております。この情報と警察、郵便局員、森林組合職員、地域の方々の連絡により現場を確認し対応しております。なお、夏目議員が冒頭に言われた中日新聞に登載された名倉地区でのゴミ拾いで出ましたタイヤ、家具、洗濯機等については、町の方で処分いたしました。今後も団体もしくは個人で運び上げられて集積された物に対して予算の関係もございしますが、町で処分させて頂きます。

2の地域住民との防止対応しているのかという問いですけれども、一度お答えしました地域環境保全員と年2回ほど対応しております。

3番の地域住民との協働清掃活動を実施する意思はあるのかという質問に対してですが、清掃活動でございますが、毎年4月の区長会で御説明して

おります、クリーンアップしたらの実績を申し上げます。平成 26 年度 14 団体 843 名ゴミ袋 1,202 枚支給いたしました。平成 27 年度 15 団体 648 名 1,200 枚を支給しました。平成 28 年度、今年度でございますが、現在まで 5 団体、175 名 260 枚を支給しております。また県道国道につきましては愛知県新城設楽建設事務所の道路パトロールカーが週 1 回巡回、また河川を含む草刈りを年 1 回実施しております、ゴミも拾っております。簡単に拾えない大きな物、パトロールカーに入らない物、例えば大型のタイヤ等は道路路線別に協定を結んでいる建設業者に処分を依頼しております。愛・道路パートナーシップ事業、これは建設事務所がゴミ袋を支給しておりますが、により町内建設業者が最大で月 1 回県道国道を清掃しております。また役場においても町内 4 地区に分かれて毎月第 3 土曜日に、県道国道の清掃活動を行っております。このように 1 年を通じて多くの方々が数多く清掃活動を実施しており、当然町の職員も地域のクリーンアップに参加しておりますので、地域住民との協働清掃活動については実施しているものと考えております。

4 のシルバー人材センター等の年間委託の件でございますけれども、平成 21 年度に国の緊急雇用創出事業で、町内の県道国道を中心に不法投棄の監視及び不法投棄物の撤去事業を実施しましたが、その後制度が変わりまして現在は行ってございません。現在は建設課において町道についてはシルバー人材センターに草刈りの委託をしており、空き缶等のポイ捨てのしづらい環境に配慮しております。特にゴミの不法投棄がひどい箇所については、地域活動の一環で、大型の不法投棄物等の清掃活動をされ、集積された場合に処分の経費は町が負担すると共に、地域への助成の方法も検討してまいります。5 番の回収容器指定場所の積極的な指定とその場所の積極的 P R の実施による未然のポイ捨て防止対策の件でございますが、この件は、先ほど議員が言われました町民でなく町外からの観光客をターゲットにされたものです。その件ですけれども以前、事例がございまして、津具地区の方で県道沿い空き缶等を捨てるゴミボックスを設置した事例があります。その時は、分別はして無く、しかも外にあふれ出ている物も多く、また当然ペットボトルのラベルもはがしていないような状態でございます、善意で設置した物が結果的には景観環境をかなり乱したものとなっております。現在は国道 257 号線沿いの清崎のサークル K、西納庫アグリステーション等には空き缶ペットボトル等を分別できるように専用ボックスが用意されており利用されております。町民以外の方については原則としてゴミについては持ち帰って頂きたいと思っております。

6 番目の防止対策の件でございますが、対策として防止ネットを希望された方に支給いたします。申し込みにつきましては、現在ゴミネット設置申

込書の通常のゴミステーションのネットを支給したいと思います。その様式について備考欄にポイ捨て防止用と記載して頂く方法で考えております。それと、防止用の看板も必要に応じて設置いたします。この看板設置については新城設楽建設事務所の管理課の協力を承諾しております。今後は団体もしくは個人で上げられて集積された物に対して予算の関係もございしますが、処分させて頂き不法投棄が著しい箇所については、地域活動等々一環で大型の不法投棄物等の清掃活動をされ、集積された場合の地域への助成の方法を検討し、当然の事ながら、3でお答えしました現在行っておりますクリーンアップ、役場職員の清掃継続、また愛知県建設事務所の道路パトロールカーの巡回、河川を含む草刈りゴミ拾いなどを町内建設業者におけるパートナーシップ事業等を更なる継続を関係機関に働きかけてまいります。

- 4 夏目 今、縷々説明がございましたが、まず地域住民が動いた後に町が助成するとか、それから建設業者の依頼だとか、それから環境保全員等への指示だとかということで、個々のものについてはあるんですが、町全体としてこれから日本が観光立国として全国的にやっていくという中で、新東名の方も新城の八束穂インターが通ってこちらの方に、特に外国人やそれから全国的にこちらの方に誘いたしたいという時代になっております。その折にマイカー等でこちらの方に来て頂いて、入込客数が増えてくる、そういうことにつきましては当地域での経済活動に対して良好な影響が与えますので私は大賛成ですけれども、そういうものに対して環境保全という立場から、事前にもう少し町で大々的に町民、町内の各種団体と積極的に話し合いながら、町としての施策を打ち出さないと、個々の団体がやっているものについて、いちいち助成をするというようなところでは、これからは間に合いきれないのじゃ無いかと私は思っております。先ほど、生活課長、ポイ捨て箇所の場所の把握についてはいろいろな地域との連絡を取って把握しながら地域環境保全員や何かに指示をしているというような事を申されましたが、全体的に、例えばこの3月の27日の中日新聞、この記事ですと、曲りカーブのちょうど捨てやすい箇所が7箇所くらいあって、その7箇所くらいの写真が見せていただきましたが、これは相当散乱しておりまして、このことを捨ててからまた拾うでは、とてもではないですけれども毎回同じような作業の繰り返しになります。従いまして予めそういう場所の確認をしておいて、予防対策を図り、なおかつ将来的には入込客、要するに観光客に対して設楽町としてこういう清掃活動をしているから、町に入ってこられた観光客の皆さん方も是非ポイ捨て等はおやめになって、美しい山の環境を保ってくださいという積極的な施策を、姿勢として見せる必要があるのではないかと。要するにこの間の三重県のサミットではございませんが、見せる防止対策、積極的な防

止対策というのがこれからは必要になってくるのではないかと考えております。個々の住民がその団体でまたは役場の職員が第3土曜日やなんかゴミを捨ておるといふ事なのですが、しかしながらそれは道路脇や道路上のものであって、道路から下の見えない場所について、その名倉の住民やJA職員がこういうような活動をした結果、中心部分のタイトルで載った訳でして、そういう見えないところに対する対応が、町としてどういうふうになっているのか、この辺をもう一度伺います。それからポイ捨て条例はせっかくあるのですから、町がこれから積極的に設楽町への入込客、すなわち観光客に対しまして環境保全のために是非そういうようなゴミの投げ捨てはしないでくださいという積極的な対応をどのようにとるのかどうか、その辺のお考えを町長さんも含めて伺います。

町長 夏目議員が御指摘になられる町の美化というかこの町がきれいに保たれているという意識を高めて、町外の方々にそういったうちの町に入ってくるとゴミを捨てるような環境ではないのだと、とてもじゃないがゴミなんて捨てられないなと、そういう意識を高めて貰うような働きかけをするべきだと、ごもつともだと思ふし、そうなれば我々も本当にそうやって欲しいし、期待をしたいとも思います。ただ期待をするには何もなくてそういうPRもしないで、そして町外の人たちが何の意識もなしにポイ捨てをやっていると、この町はゴミを捨ててもなんの影響もない町だって思って貰うような事があっては悲しい話ですし、そういうことは当然望むことでは無いと認識をしておる所ではありますが、現実問題、例えば缶ジュースを飲んでそれを窓からポイポイ捨てていく、現実的にそういう事実があって我々も、道路から外れた山の中に行くといっぱいのゴミが落ちているのが現状だと思います。それをどうくい止めるかっていうと、やはり人のモラル、これに訴えるしかないっていうことは、まず現実そうだと思うのです。町の人たちは、山へ行ってゴミを捨てようなんていう人はいないと思っています。だけどやはり外の人たちがおそらくそういう状況を作り上げておるのだらうと思っておる訳です。そういうことでは悲しいから地域の人たちが出て、みんなで力を合わせてゴミ拾いをやっていただいている、本当にありがたい話だと思っている。そういうことがないように行政の力で何とかくい止めるという話ですので、これをやらないかん、当然の話だと思います。だけどその当然を、具体的に何をしたらできるか、町の中入ってくる人たちにうちの町にゴミ捨てたら困ると、それは誰も言い続けようと思っている。それはやります。しかしそれはやりますけれどもやった所が本当に伝わって行くかというところというのはやはり人それぞれのモラルに訴えなければいけない部分が多分に大きいと思います。しかしながらみんなが拾いきれない、これ以上我々の力では

何ともならないよと訴えられたのが、この間のああいっただけで報道機関の方々にも取り上げられたことだろうと認識をしております。そこで、やはりこれを具体的にやっていく方法というのは、例えば道路に看板標識を建てるとか、網ネットを設けるとかそういうことは、うちの町の人たちができる範囲の中でやっていける、そういう場所があるところについては極力ゴミを捨てられないような状況を作り上げるということは行政としてもこれから進めていかなければいけないと思っております。そういうところを今まで以上に意識を高めてそういったところへの配慮をしたいなと思います。まだずっと昔の話でしたけれども、私が、職員の時代にある個人の山の中に、「横山、一度俺の山を見に来い、どういう状態になっているか見てみろ」というふうに言われて、見にいかせてもらった。すると今御指摘があったように山の斜面、道路から降りていくと、ものすごく法外なゴミが山積している。これをお前達行政の力で責任持てと言われまして、我々役場の職員として町民の方がお困りになってみえるという事でしたので、そのゴミを1日かかっても片づかない位のゴミがあったのですが、それをあげてその後の処置として、ガードレールの外側へ柱を立ててトタン板を購入してきて、それを張って自分たちの手で壁を作って、ここから向こうへゴミが行かないようにやったこともあります。しかしそういうことを役場の職員達に常に行ってやってこいという言葉を上げるのはなかなか現実的ではないし、これをやったから良いというものにも繋がらないと思うのです。しかしそういう努力はしないと捨てる人は、勝手に捨てていく事なので、誰かが拾わなければならない。誰かが捨てなきゃならない。そういうところを町がやっていく、そういったところへは意識を高めて行きたいとも思いますが、現実的にそういった物を耕作物として作っていくまでは現実的には難しいという事をご理解して貰いたいと思います。したがって地域づくり、また地域の人たちの力でもって、やはりここはお願いをするしかない、そういったことで地域をあげてゴミを捨てられるのを防止していく、そういった所の協力も併せてお願いをしていくことになる訳でもございますが、従来からこうしたゴミの処分ですとか回収等、こうした事は先ほどからいって頂いておる町民の皆さんですとかボランティアの皆さんが、今までの清掃活動等によってこれを防いできて頂いておるということで感謝をしております。町としましても、こうした特に清掃美化政策として不法投棄の処分、また収集不可能な大型ゴミ、粗大ゴミ等不法投棄のそういった物については、今までもありますが今後さらに予算化を図って積極的にこうした物の回収等に努めてまいりたいと思います。残念な話ですが町として極力こうした物が捨てられないような、そうした環境づくりに努めていくことを町としてもやっていく必要があると思っております

ので、できる範囲の中で予算化を図ってそういったところへの防止措置、防護的な措置も講じていく必要があるかと思っております。

4 夏目 先ほどの生活課長の話ですと、5番の回収容器指定場所の積極的な指定、これについて、例えばサークルKだとかそういうような所についてお願いをしているという答弁がございました。要するに私としましては、まずはゴミ投棄の常習場所の各場所を町として確認して頂いて、まずはそういうところに投棄されないように、まず回収容器の指定場所、先ほど言ったサークルKだとか隣の八雲苑、そして田口のトイレ休憩所、名倉のみるく、道の駅、それぞれあるかと思えますし、また町の中でも業者の方々に町の方に話をし、これは有料にするのか無料にするかは町の施政方針次第ですけども、当然空き缶、空きペットだとか、それから燃えるゴミ等のかごを用意して頂いてそれを町が回収するだとか、または回収するそういうような費用について町が負担するだとかそういう物を積極的に場所を指定して、なるべく観光客の方々にお店によっていただいて、そういう場所で自分たちが持ってきたゴミを又は空き缶等を納めて頂く、こういう措置をまずはして頂きたいということで、5番目の質問をした訳です。先ほどの生活課長では、そういうサークルKとの指定はしてあるけれど、まだ町全体では先ほどの話はしてないということですので、是非こういう事についての指定を積極的にやって頂いて、ゴミ容器の回収容器の指定場所は積極的にやっておいて、それを看板で示しておけば当然そういう観光客はそういうところに立ち寄って、自らわざわざ汚すような方はおりません、ただ面倒臭いからポイ捨てをしちゃうということですので、指定場所の指定を積極的に指定されたかどうか、そして先ほど言った常習場所ですけども、そういう所については、町長先ほど自分たちの手で板や何かでやったという事ですが、景観等も考えなきゃいけないので、私は6番目に山主の了解を得て町の方で、例えば、これはもう生活課だけではなくて入込客数となると観光課の事も入ってくるだろうと思います。したがって両方の課で緑の防止ネットを、どのくらいの大きさが良いかはわかりませんが、高さ3メートル位、横5メートルか10メートル位やって、そこの所に標語の掲示、「ポイ捨ては設楽町の条例違反」とか、また、「空き缶等は指定回収場所へ」とか、それから「アルミ缶等は地域の資源」こういう事を書いて、積極的に観光客の皆さん方に先ほど言った回収容器指定場所の方に回収をして頂く協力をお願いする。又は意識の改革を積極的に先ほど言った見せる防止対策で行ってもらいたいという提案をしている訳です。そういう所からしますと、また先ほどの生活課長の常習ポイ捨て場所の把握について、これが設楽町全体でされているかどうか、この1点と、それから地域の方からそういう意識啓発をしていかないと

地域側の方へは啓発できませんので、地域、住民との協働清掃活動をする意思があるかどうか、再度この辺をお聞きします。

生活課長 まず、場所の把握でございますが、一度お答えしたように、現在は保全員、警察、郵便局員、森林組合の情報を得ておりますが、なるべく時間を作りまして県土木とも協力しまして情報収集したいと思っております。あとネットの件ですが、やはり道路の構造上と言いますか、退避場に寄った時にその法下と言いますか、そこが多いわけです。残地が残っているという状況もございますが、その防止といたしましてやはり先ほど申しましたが、ゴミネットを支給いたしまして防止に努めます。なおかつ看板も当然設置いたしまして捨てないような形をとります。言われました回収指定場所の指定でございますが、やはり持ち帰って頂くのが原則でございますので回収指定場所については考えてございません。

4 夏目 今までの答弁ですと、まずポイ捨て常習場所の確認がされていない。

この事自体が、先ほどの設楽町は、空き缶等のポイ捨て防止に関する条例中の第7条、町の責務、町は地域の実情に即した空き缶等のポイ捨て防止に関する施策を実施しなければならない。これは積極的になされていないという証拠なのだと思います。まずはこのポイ捨て常習箇所の把握を全部して欲しい。その上において現在それが散乱しているようならば、例えば先ほどの建設業者や何かにも監視を頼んであると言われましたが、あくまでそれは道路上または道路脇の問題でございまして、道路からそれた山林の中、民有地になりますけどもこういう所については、おそらくされてないのではないかと思います。まずこの建設業者の見回る範囲、それは道路上だけなのか、それとも民間のポイ捨て常習箇所の山林まで入っているのかその辺をお聞きします。

生活課長 管理地ということがありまして、道路から見える範囲と言いますか、ですから奥の方までは把握していないと思います。

4 夏目 私が細かくかなり厳しく言っているのは、町の方から積極的にこれから観光客が増えるであろうこの時代に、町内の意識改革だけでは無くて、見せる防止対策によって町外の方々にも意識改革をして頂きたい。そうでないと毎年同じような捨てる人もあれば拾う人もあるということで、拾う人の方のご苦勞が全然報われません。したがってそういうような厳しい質問をしている訳でして、先ほどその回収容器の指定場所については、サークルKだけですが、私は言いましたように清崎の方の入口から入ってくると役場の支所辺りも指定場所にしても良いだろうと思えますし、それから八雲苑、それからサークルK、これからできるであろう郷土館、それから田口の方に上がってきて休憩所、それからそれぞれその場所にありますマルツさんとか

真ん中にある商店街の主な所、そういうような所にも町の方から積極的に説得し、協力を願い出てその回収容器の場所を積極的にして、入込客数観光客に、そういうような所の場所を積極的にPRする必要があるだろうと思います。こういうような所がまず、これについてそういうような意思があるかどうかこれをお聞きしますし、それから6番目の方の防止ネットこれを支給するだけではなくて国道沿いとか県道沿いですので、これは上級機関である建設事務所などに話をしながら了解を得るとか、または建設事務所がやって頂くとかというところから町の方が積極的に、山の人々の了解を得ながら防止ネットやなんかの設置をし、そして啓発看板もしながら訴えかけるという、見せる防止対策、積極的な防止対策が必要なのではないかと思うのですが、この2点を伺います。

生活課長 先ほど申しましたけども、やはり町外の方は持ち帰りが原則ということでございますので、設置の方は考えてございません。ただし、先ほど申したようにゴミ捨て防止の対策、ネット、それから看板等はしっかりやっていきます。

4 夏目 ゴミの持ち帰りが原則はわかっているはずですが、ところが現実にはこれだけゴミが散乱しているのですから、その対応について私はお伺いしている。これは別に、町の方の美化運動だけではなくて有用な資源もそこに捨てられていけば当然にリサイクル又はそういうような事ができなくなりますので、そういうところも含めてお聞きしている訳でして、町長是非こういうようなことについて、例えば、回収容器の指定場所が無いと捨ててしまいますので、あそこあそこに回収容器の指定場所があるならば、あと5分間くらいはビールの空き缶もポイ捨てを我慢して、そこまで行って捨てましょうということになります。従いまして町内に網羅するような回収容器の指定場所の設置を、当然に業者とも、又は公の施設並びに民間の施設やなんかの方と話をし、それをまず増やす。こういう努力が必要じゃないでしょうか。これはもうポイ捨て条例の第7条、町が防止に関する政策を積極的に実施しなければならない。これに書いてあるとおりでらうと思います。それからポイ捨て常習箇所については、支給ではなくて、これは建設事務所や県やなんかに話をしながら、どちらがやるかという話し合いをして積極的に山主の地主さんと話をし、頂いて緑の防止ネットや何かを、行政自体がしながら積極的に観光客に対してポイ捨て防止を訴えかける。意識改革に対する積極的な施策が必要だと思いますけどもこの辺を町長さんにお伺いします。

町長 夏目議員の町を綺麗にしていきたいという強い熱意の表れというのは本当に理解をしますし、そういう気持ちが無ければ今までと同じようにこうした状況がなんら進まないだろうと理解をしております。そういう中で、今、

具体的に例えば誰でもこの場所にゴミを捨てていってくださいね、いいですよ、ここはその指定場所ですと決めると、前の例の申し上げた事があるのですが、そこが公然と認められたゴミ捨て場になるのです。そこなら誰が来て何を置いていっても良いのだ、何を捨てても良いのだと、その後の処置は、撤収は誰がやるかっていうと、言われたように例えば商店の人たちのお店の前に置いて貰えば、お店の人が回収して貰うように、理解して貰う事も大事だろうと、理解して頂ければありがたい話。しかしそれがマンネリ化してずっとずっとそれが指定だってなると、おそらく捨てる人もここは認められた場所だということで安心してどんどん捨てると思うのです。そうすると、永代そこはゴミ捨て場になるのではないかと、逆にそういう懸念がある。そういうことを心配すると、安易に指定をすることは正解な話では無いと思います。決してそういう処置をして指定をしたからゴミのポイ捨てがよそへは捨てられずにここに集まってきたのだと、そして効果が出たとなるということは、私は考えにくいなと思います。したがって指定ということは慎重に考えないとこれはできないなと思います。ただ、みんなの力と私申し上げたのですが、やはりそれを設置するとする。その維持管理、そうしたゴミの収集だとかそれは行政が常に行って行政の力でやれということになると、やはりそこは町づくりをみんなでやっていこうというそういう観点から思っても、少し逸脱した状況ができあがってしまうのではないかと思います。町の人たちが自ら綺麗にしたいと言うのであれば、やはりその回収も入れてその地域の住民の方々が責任を持って管理をする。そういう形ができあがらなければ、そうした運用をすることは非常に難しい事になるだろうと懸念をします。したがって今の段階で、そうしたゴミの収集捨て場所の指定というのは、できかねると思いますが、ただ言われるように地域の人たちが一緒になって我々も管理するし町もそういう働きかけをしてもらって看板を設置してもらってみんながゴミを他へ持っていかずにここで一堂に会してきちんと整理ができるのであれば、みんなが一緒にやりましょうということで気運が上がれば、町は当然ながら一緒になってそれは考えなければいけないとは思いますが、現実そこは非常に難しい話ではないかと思います。そしてそうしたものを防ぐために、先ほども言われたようにネットは行政が行って支給するのではなく、行政自らが張れと、行政の力でやれる範囲はやらないといかんとしますし、当然やれる範囲でやるということはお話ができますけども、それはやはり防御していくには公費を使ってどんどん広げていくのです。そういうことも認めて貰わなければならない部分もありますけれども、それをやらないからゴミが捨てられるのだと、行政がやったから防ぐことができたのだと、少なくともそういったところに近づいていけるように、行政側がき

ちんと把握する中でやれる範囲は行政としてやっていく必要あるとは思っておりますので、把握をしてここが常習の場所で、これが捨てられないような措置を講じる事は必要だろうと思っておりますが、全てそういう所を網羅してやりなさいという事になると大きな予算の話になりますが、地域の人たちとの話し合いの中でそういった所も決めて行かなければいかんだろうなとも思っております。

4 夏目 物事を、先行き心配しながらやるのかやらないかと迷ったときに、特に行政が、ゴミのポイ捨てに対してポイ捨てを全て行政の人でまかなうかという最大限の負担費用の所まで心配しながらやるかやらないかの決断なんていうのは、これは如何なものでしょうか。逆にいうとやらないことによって町の環境が悪化するようなことになった場合にはどうするかというのを考えた場合に、私は先ほどから言うように積極的に町内の町民やそれから町外の方々にPRをしながら、そういう状況の少なくとも箇所を無くしていこうという施策を積極的に実施して欲しいというためにこの質問をしている訳です、全ての箇所を網羅できれば一番良いのですが、とりあえず国道257の新聞に載っているような7箇所位の所は防止ネットをまずは貼って頂いて、防止の看板くらいは付けて頂いてその効果を検証するというような事くらいは、町の行政の予算としてもできるのじゃないかというふうに思っている訳ですが、先ほどの町長の話ですと、やるのかやらないのか、やってもいいような、やっても悪いようなそのような答弁だったものですからもう一度お聞きします。

町長 申し上げますようにそういう必要性はあるだろうと思っております。例えば防止ネットを貼るとかそういう必要性というものがあるとは思っておりますので、これをやるについては地域の人たちとやはり地域の支援作りとか例えば、そういった中でみんな一緒になって協働でやろうという意識の高まりがないと行政だけでやって住民の人たちがそういう意欲を持たないということであれば、これは残念な話だと考えていますので、これをやって行くにはやはり地域の人たちと一緒に認識を高めて貰う中で一緒にやっていこうとそういう必要性があるのだろうと申し上げておるところです。

4 夏目 町長さんのお答えはわかりました。町民と協働でやりましょうと。その辺の考え方がわかったものですから、もう少し先ほど言ったみたいに積極的にポイ捨て常習箇所の把握がされているかどうかということを生課長さんに聞きましたが、それについてはやられるということですのでそれは良いのですが、問題は2番目3番目、住民の方々は一生懸命やっておられる、そうすると防止対策について、また協働清掃活動について住民の皆さん

に行政の方からも積極的に話しかけて、どういう対応をしたら良いのか、どういう清掃活動をしたら良いのか、そういうところも、積極的にやるのが正解ではないかなあ。即ち、まずは動かないと何事も前に進まないということをまず申し上げまして、先ほどの、せめてポイ捨て、国道 257 線沿線場の常習 7 箇所位は防止ネットを貼って、防止の積極的な啓発標語やなんかを掲げて頂きたいと思うのですけどもその辺をお伺いして最後の質問とします。

生活課長 確かにその場所の把握は必要かと思えます。廃掃法、法律によりますと、管理者、道路であれば道路管理者、民地であれば土地所有者の方がそのものの清掃を保つように努めなければならないというのがございます。現場の状況によりまして管理する範囲が決まってまいりますので、それも考慮しながら、官地に行くのか民地に行くのか考えまして、また地元の方も調整いたしまして、行っていきたいと思っております。

4 夏目 特に道路については、道路そのものは官地なのです。官地のほうからポイ捨てした結果、民地山林の方にゴミが散らばるといふところですので、捨てられた場所が民地であったというよりも捨てた場所が、官地から民地に捨てられたということなのです。だからそういうところも考えてもう少し積極的に対策を講じ、そして最終には意識改革の方まで繋げて頂きたい。こういうことを申し上げまして質問を終わります。

議長 これで、夏目忠昭君の質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいと思えますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 11 時まで休憩としたいと思います。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 11 時 00 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、10 番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 私は 2 点にわたり質問をします。質問事項の大きな 1、暮らしに欠かせない町内商店存続のための支援策について質問します。

先ほど町長も触れましたが、昨年来、食料品店、電気店、薬局等々が次々と閉店をして、住民の買い物や消費生活に大きな困難をきたしています。閉店、廃業の理由にはそれぞれの事情があると思えますが、より根本的には、アベノミクスにより、大企業は空前の利益を上げながら働く人たちの所得は上がらず、消費税 8 パーセントの実施や医療・年金など社会保障の不安から、消費が落ち込み景気が後退していることが原因と考えられます。しかし、原因うんぬんは別にして、無くなって初めてわかるのは地元商店の大切さで、その存在は地域住民にとってはなくてはならないものであります。中小企業基

本法や小規模企業振興法は、こうした中小業者の役割を位置付け、国と自治体が支援する責務を明確にしています。そして、中小企業振興条例を定めている自治体では、経営基盤の強化、中小企業者の創業、人材の確保と労働環境の向上、資金供給の円滑化、地場製品の消費拡大、中小企業者の受注機会の増大などの支援措置を明記しています。そこでまず、中小企業振興条例や小規模企業振興基本法にいう市町村の責務について、町としては、どのように受け止めてみえるのかお尋ねします。

次に、地域総所得の1パーセントを新たに地元消費に振り向けるだけで地域経済を立て直すことができるということについて質問します。

島根県中山間地域研究センター統括監で、まち・ひと・しごと創生本部の有識者委員でもある藤山浩氏は、「人口と所得の1パーセントを取り戻す」という「田園回帰1パーセント戦略」を提唱し、これで中山間地の人口減少をくい止めることができると主張しています。政府の地方創生総合戦略や、当町の毎年10組のIターンJターンの考え方とも軌を一にしたものです。氏は、島根県全体で、ほぼ県民所得に等しい額が県外に流出している現状を指摘して、「人口増と並んで重要なのが、外に流出するお金をいかに地域内の循環に回せるかということである。1パーセントでも取り戻すことができれば地域はより活性化すると述べ、現に人口増を実現しています。これを設楽町に当てはめると、新たな1パーセントというのは、設楽町の町民総所得が約100億円ですから、1パーセントは1億円で、1商店の平均売上額3400万円の3倍、つまり、3事業所分に相当する地域内経済循環が、生まれてくることとなります。一方、1億円というのは、町民1人当たりになると2万円、月におよそ1700円です。新たに町民一人ひとりが月1700円を地元で消費することを心がければ、地域の活性化、身近な商店の廃業も防げるし、人口減少を食い止めることができるというわけです。しかし、実際の我々の消費行動は、ネット上や町外移動資本、業者からの購入、町外に出かけての買い物などの傾向が拡大し続けているのではないのでしょうか。「すべて地元で買うべきだ」とは申し上げられません。日々のきびしい生活があり、流通圏の広域化があり、生活スタイルの変化があるからです。しかし、ちょっとした「地元で買い物の努力」を町民のみなさんに求めるのは決して間違っていないと思います。自分の所得の1パーセントを新たに地元消費に回すのは誰にでもできる活性化です。町は、様々な機会をとらえて、地元での買い物を町民に推奨するよう求めるものです。そして、人間は掛け声だけでは動きません。プレミアム券発行やスタンプ事業の補助など、得する施策も検討していただきたいと思います。以上述べた、地元消費の推奨、プレミアム券の発行などについて、町の考えをお聞きします。

役場の物品購入や工事発注の地元優先について質問します。「地元優先」に対して、1円でも安いものを購入すること、より低い価格での発注をすることが税金の使い道として、また、住民福祉に使うべき町の財政の支出の仕方として正しいという議論があります。が、例えば、若者定住のために「500万円出すこと。これは、町民1人当たり1000円に相当する町費であります。出すこともいとわないというのは、この議論では説明できません。政策実現のための支出、町民の幸福の実現のための支出というものがあると思います。物品購入や工事発注を地元優先にというのは、まさにそれで、これには町の姿勢として異存がないと思います。一方で、町のお金を有効に使い、最小限の支出で最大限の効果を生み出すことも重要です。その兼ね合いの中で、知恵を出して、地元優先を一步一步進めることが大切ではないかと思えます。そのために、現在における地元優先の到達点を明らかにし、それをもとに毎年の目標をもってその向上に取り組んでいくよう要請したいと思えます。

そこで、役場の買い物や工事発注の地元業者からの購入率や発注率は、数字的にいうと現在どの程度の割合になっているかお尋ねします。また、この際、毎年の数値目標を掲げ、到達度を明らかにして地元優先を追及する考えはないか、質問します。

次に中小業者支援のための住宅リフォーム助成制度の再実施や商店リニューアル助成制度について質問します。当町がかつて行った住宅リフォーム助成事業は、一般家庭や事業者に歓迎され喜ばれるとともに、住環境や街並みの改善や地域経済の活性化につながり、経済効果は10倍以上、2次の波及効果も含めると大きな効果が生まれる結果となりました。そして、ちょうど今、商業設備老朽化の問題が浮上している時で、店舗改装や設備更新が障害になって事業継続が岐路に立たされていると聞きます。いま、景気が後退し、町内商工業の困難が拡大している中、再びリフォーム事業を実施する考えはないか。また、商店リニューアル助成制度に取り組む考えはないかお尋ねします。

次に質問事項の大きな2、町公共施設の実態調査の結果について質問します。

町の公共施設の中長期的な適正管理のために、昨年度から、「公共施設等総合管理計画」策定事業が行われています。昨年度の調査によって「公共施設マネジメント白書」が作成されました。公共施設総合管理計画策定については、昨年3月議会でも取り上げましたが、今回は作成されたマネジメント白書についてお尋ねします。

第1に、町の建物施設の実態調査を行ったわけですが、調査対象になっ

た施設は何件か、それらはどのような施設か、公共施設の現状と課題についてどのようにとらえているかお答えください。

第2に、今後の公共施設を管理するうえで、住民サービスの後退や住民生活に支障をきたさないようにすることが大切だと思いますが、今後の取り組みの基本方針はどのようなかお尋ねします。また、将来的に公共施設への投資的経費が、5.39億円から7.6億円に増大する見込みだといいますが、それは建築物に限ってのことでもあり、直ちに歳出削減の方策をとるとかリストラを目指すものではないと理解するがそれでよろしいか。

第3に、公共施設を類型別に整理し、それぞれ現状と課題を述べていますが、以下の事項についてお尋ねします。集会施設は現行7施設であるが、どの程度の統廃合を予定しているのか。スポーツ施設、下請等共同作業所は、移譲する方針、移譲について協議するとしている。この場合、スポーツ施設、下請等共同作業所などの移譲には相手の対応次第で廃棄することもあるのか。学校施設では、延べ床面積が基準と比べて大きく、全児童・生徒をまとめてそれぞれ1校に集めたとしても必要面積を満たしておりますが、山間地で広域に広がっている当町の特徴から、学校の在り方としてはやむを得ない要素があります。それをあえて基準面積と比較して大きいと指摘している意図は何か、また、近隣市町村と比較した点からはどうなのか。

以上を質問いたしまして、1回目の質問とします。

産業課長 田中議員の質問のうち、私からは最初の大きな1つ目の町内商店街、商店存続の為の支援策の中にございました4つの質問のうち、1番目の中小工業振興の町の責務と2番目の地元商品の喚起についてお答えしたいと思います。まず町内の事業者数及び従業者数を把握する調査としまして、事業所、企業を対象に実施される経済センサス基礎調査があります。最新の数字につきましては、平成26年に実施されたものでございます。まず事業所の数は347事業所となっております。事業者数から見た事業所規模の割合は20人以下の事業所が92.5パーセント、5人以下の事業所70.6パーセントと町内の事業所に占める小規模な事業所の割合が大多数でございます。従業者数につきましては2276人でその内19人以下の事業所で雇用されている方の割合は、59パーセントという結果でございます。このように事業者数と従業者数を見ましても、設楽町の産業、そして雇用を創出する場として、中小企業、とりわけ小規模な事業所が果たす役割が非常に重要なものであることはこの数字から見ても明らかでございます。長年の知識、技能、経験を生かして経営努力を続けられている小規模な事業所が、地域の経済を支えており、設楽町では小規模な事業者への支援が必要不可欠だと考えております。これまで具体的な当町の取り組みは金融面では、商工業振興利子補給費補助金で

資金繰りの円滑化を支援しております。また、商工会の活動費を補助しております。また、街路灯整備等商工会が国県の補助金活用のための支援も行っています。小規模な事業者に寄り添って支援する体制や能力が整っております商工会を当町の産業振興の総合的な実施機関といたしまして、事業者が経営の安定や合理化、新規新事業開拓などの経営革新などに取り組めるよう、商工会と連携し、有益な支援策をまとめていきたいと考えております。

次に地元消費の喚起でございますけども、昨年度の商品券の発行は町内の消費喚起や地域経済の活性化に資するため、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、町内全域で利用可能なプレミアム付き商品券を商工会に委託して発行した物でございます。発行総額 7920 万円のうち参加店で利用され換金請求された商品券は、7917 万円ではほぼ 100 パーセント使用されました。町内どこでも使えるお買い物券にしようと商工会全体で取り組んだ結果、取扱い店舗は 181 店となり、地域全体での活力に繋がりました。また商品券を換金した加盟店が、108 店と 6 割の店で使用されました。また完売するのに平成 26 年度は 1 割のプレミアムで販売開始後 2 か月間、昨年度は 2 割のプレミアムで 3 日間と、消費者は 2 割になると急激にお買い得感が増して、購買意欲活性に繋がることが分かりました。商工会は年々会員数が減少傾向にあります。商工会が中心となりまして会員をまとめることで地元購買に結びつく事業を、国県の制度の動向も踏まえて展開したいと考えております。私からは以上でございます。

総務課長 3 点目の町内の物品購入、それから工事発注の地元優先についてであります。まずは基本的な考え方、指針としましては、町内業者が物品工事等を受注することにより、町が投資した資金が地域内で循環し、地域経済の活性化、地元業者の育成、雇用の増加などへ繋がるものと考えています。さらに、適正な競争原理の下に公平性を確保したうえで地元業者の受注機会の増大に努めていくことを基本としています。数値的な質問であります。物品に関する全庁的な数値は持ち合わせていませんので、庁舎内の一般消耗品は総務課の一般管理費で一括購入していますので、その 27 年度決算数値に基づいて説明します。総額 287 万 5000 円に対しまして、町内業者が 46.3 パーセント、町外業者が 53.7 パーセントであります。また、町内の業者に見積もり徴収を含めて行ったものとして、大きな物が総額の 23 パーセントを占め、一度に大量購入するコピー用紙代 65 万円を除きますと、先ほどの数字からちょっと変わりました。町内業者が 60 パーセント、町外が 40 パーセントであります。さらに庁用車にかかる消耗品については 127 万 1 千円、全額が町内業者からの購入であり、調査や公衆トイレ等、公共施設に係る財産管理費については、町内で調達ができない AED のパッドやバッテリー費の

数値を除きますと、町内が55パーセント、町外は45パーセントであります。さらにほとんどが町外で専門的な消耗品である電子計算費をはじめ、選挙費や消防費等を加えた総務課が執行する全ての消耗品費及び燃料費の27年度決算状況を調べますと、町内業者が56パーセント、町外が44パーセントという結果であります。次に工事発注率についてであります。具体的に平成26年度工事においては発注した工事案件69件に対し町内業者が61件で88.5パーセント、また、平成27年度工事では67件中63件、94パーセントを町内業者が受注している状況であります。なお、町外業者の受注は当町では、事業者数が少ない舗装工事や簡易水道の設備関係工事等が主なものであります。無論、工事の種別や工事の規模等にもよりますが、指名競争入札においては、入札案件毎に町内における本支店業者を優先して指名しており、また、5,000万以上の一般競争入札においても入札参加に必要な資格要件を、町内に本支店を置くものをベースとすることで、地元業者の発注機会の増大に努めています。次の数値目標についての考え方ではありますが、年度において必要な物品、工事内容や規模も毎年異なりますので、これまでの先ほど説明した数値が一概に妥当か、または高いか低いかを論ずることは難しく、現時点では毎年の数値目標を掲げることは考えていません。しかしながら冒頭の考え方で申し上げましたように、地元業者の発注は業者の育成、地域経済の牽引に直結しますので地元優先の追求というものだけで無く、職員一人ひとりが競争原理を確保する中、地元への発注を意識して取り組み地元で調達できるものは、今まで以上に発注機会を増大しその状況を確認しつつ数値的な高まりを求めていきたいと考えています。

企画ダム対策課長 それでは4番目の住宅リフォーム補助の再実施、それから商店リニューアルの設備経費助成について取り組むかという質問でございます。まず住宅リフォーム補助制度は、平成23年から25年までの3年間で255件、2,279万9,000円で1件あたり約8万9,000円となり、町内の景気対策として大きな効果があったということが認められます。この制度の再実施ということですが、今後、町内の景気の動向を把握しながら必要に応じて検討するというように考えております。また、商店リニューアル助成制度については、1問目で産業課長の答弁にありますが、総合戦略アクションプランの政策趣旨にも沿って商工会と連携してニーズを把握しながら支援策をまとめるという考えであります。

財政課長 私の方からは、町公共施設の実態調査の結果についてお答えします。1点目、調査対象となった施設ですが、これは建物のみ110施設です。総合管理計画の方では道路とか水道管とか農集排の管とかも入りますが、マネジメント白書の方は建物のみということになります。公共施設の現状と課題に

ついてですが、これはマネジメント白書の 83、84 ページ辺りに類型別に記載してありますが、今後、これらの多くが更新時期を迎えることとなり、全ての施設を維持していくことは、財政上大きな負担となると共に、人口減少、少子高齢化が進展する状況でのサービス提供を含めた有効活用をどうしていくかが大きな課題となっております。

次、2点目、今後の取り組みの基本方針についてであります。これもマネジメント白書の 86 ページ辺りに公共施設マネジメント基本方針として大きく3つに分けて掲げております。1つ目は原則として施設の新設を抑制し、長期的な視点で再配置を含めた施設の総量について検討する。2つ目は事後保全方の管理から予防保全方の管理へ転換を行うことで、施設の長寿命化を図り更新費用の平準化を目指す。それから3点目として、社会情勢や町民ニーズを踏まえ、指定管理者制度や民間の資金、手法の活用を検討する。という基本方針で掲げております。将来的な公共施設への投資的経費の増大に対する方策については、直ちに歳出削減をするということではなく、本年度策定する公共施設等総合管理計画において住民サービスを始めとする各種行政施策等とのバランスを踏まえながら、その方向をお示しすることになります。

3つ目の質問です。集会施設の統廃合、スポーツ施設、下請共同作業所などの移譲廃棄については、公共施設等総合管理計画においてそのあり方などをお示しすることになります。管理計画は、課長を中心とする検討委員会を設置して、9月ごろまでに素案をまとめます。これを基に9月から10月頃に住民説明会において地域の意見等を聞き取り、この結果等を踏まえた上で計画を作成いたします。最後の学校の児童生徒の1人当たり床面積の近隣市町村との比較についてお答えします。マネジメント白書に記載されておりますように全国的な設置基準は、小学校で13平米、中学校で15平米となっております。これに対して設楽町では5小学校平均で92平米、2中学校平均で87平米となっております。近隣市町村ということで豊根村さん東栄町さんまだ公表がされておられません。特に豊根村さんの方はまだ白書がまとめられておらない状況ですので、今回、新城市さんと田原市さんの状況をお話します。新城市のマネジメント白書においてはデータがある10小学校平均で36平米、5中学校平均で31平米となっております。ただし旧鳳来地区のデータがある3小学校で集計しますと、その平均は53平米と大きくなります。田原市のマネジメント白書においてはデータがあります17小学校平均で24平米、7中学校平均で28平米となっております。これも旧赤羽根地区で集計しますと3小学校平均で38平米、1中学校で34平米となります。これらの結果によりますと生徒数が少ない山間部等の学校は市街地の学校

と比べ、児童生徒1人辺り延べ床面積が大きくなっている事がわかると思います。ということで児童生徒1人の延べ床面積を出した意図はというご質問ですが、これは白書ということであくまで現状を分析するという事なのでこのような結果を出しております。

- 10 田中 質問事項に沿って再質問をさせていただきます。まず1ですが、全体として今の設楽町内の商業者が置かれている状況というのは危機的な状況だということを前提にしています。その危機意識を商工会や町民の皆さんや役場も是非持つ必要があるのだろうということから、今回の質問を考えました。目の前で商店がバタバタと廃業していく訳ですよ、一体この町はどうなってしまうのかと、何とかしないといけないという思いなのです。そこで、よくよく自分たちの消費行動を考えると、地元から買っているのかと。わざわざよそ行ってガソリン入れたり、何かというとインターネット開いて、そこで商品注文しちゃうと。そういう消費行動は、安いかもしれませんが自分たちの生活基盤そのものを掘り崩してしまっているのではないかとこの思いがあるのです。それで藤山さんの田園回帰1パーセント戦略、これを私読みまして、これだなと思って、実は今回の質問は1パーセント戦略を設楽町で実行していただけないかと。総合戦略では1パーセントの人口Iターン、Jターン、Uターンは強調するのだけでも、買い物の1パーセント、これも大事だなと思いました。そのことでこれをどういうふうに町の方では評価されるのかなあというところが一番の質問の勘所だったのですが、ただ今の答弁ではそこがなかった訳です。再度質問しますけども、様々な機会を捉えて地元で買うようにということを町民に訴えるというこの方針を持っていたきたいと思うのですが、そのお考えかあるかどうかを改めて聞きます。

次に1の3ですが、物品購入はなかなか統計が取りにくいのだということのような御答弁がありました。工事発注につきまして書類を調べれば出るかと思うのです。ただ、物品の購入が、町ではかなりの額に上っておりますが、把握しているのは287万円だけということで、その中の46パーセントが地元ですとこう言われても、質問者の意図では、もっと町が買う購入物の物品全てを対象にして、その中で地元の購買率を上げていくのだということ在意図して質問した訳で、その答えにはなっていないという気がするのです。もう1回質問します。町役場の物品購入について数字的にいくらになっているのか。

それから1の4、住宅リフォーム制度の再実施や商店リニューアルの助成制度についてですが、あっさりとお答えされましたけども、私どうも企画課長は、今の危機感が共有できていないのではないかとこの思いなので、もっと真剣に重大に受け止めてこの課題をどうするかについて答えて欲しいか

ったのですよ。その答え直しをする意思はありますか。あれば答え直ししてください。ちょっとそれは薄情というかダメです。もっと真剣にならないと。

それからですね、今度は大きな2の2番目になろうかと思うのですが、今回は実態調査だけなのだということでもありますけども、今後の進め方としていろいろ延べていただきました。確認をしたいと思いますが、やっぱり住民との関わりの深い施設は、よく協議をしたうえで決めていくということを言われましたが再度確認をしたいと思います。

産業課長 地元での消費をしていただける様に町民の方に呼びかけていただきたいということでございます。1パーセントといたしますと、確か書いてあったと思いますけども、ホームランは求めずにコツコツとやっていけばという話かと思っておりますので一番身近にございます商工会と連携しましてそういったことを検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

総務課長 まず基本的に、役場の全体の各課で使用している消耗品は総務課の一般管理費でまとめて購入していますので、その数字を説明するのが一番わかりやすいと思って説明させていただきました。それが287万5,000円という数値であります。その後、最後に述べさせていただいた総務課で管理している全部の消耗品と燃料費、これの合計額が1,600万であります。その1,600万に対しましては、町内が56パーセント、町外が44パーセントという結果であります。以前はそれぞれの課で消耗品を購入して管理してまいりましたが、非常に非効率な部分がありますので、職員が日常的に使う事務用品等の物については、総務課の方で一括して購入していますので、ただ今回この質問を頂いたときに全部の課に対してその調査を依頼した物ではありませんので、私の判断の中で総務課の費用が、一般的な数値として、結果として出せるだろうという判断の基で一般管理費の数字と総務課全体の執行している予算の中の数字の2つを説明させていただいたところでありますので、大きな数字で言いますと、56パーセントが町内44パーセントが町外という事であります。

企画ダム対策課長 すみません。あっさりという感じで受け止められておりますけれど、まず商店リニューアルの助成制度の件でございますが、一番最初の金田議員の質問の中でもありましたように、そのお答えの中で商業の企業ですとか後継者育成のために新たな設備投資、それから商工会の要望を聞きながら29年度に予算措置の方へ向けて検討したいというところが、この商店リニューアル助成制度にも繋がって行きますので商工会と連携してニーズを把握するという事でございます。それから住宅リフォーム補助の復活という事なのですが、昨年、総合戦略アクションプランの中で、そういった景気対策も含め子育て世代の経費を補助するという事で、若者に限る商品券

というようなものも検討の中に上がってまいりました。実質的には日の目を見ておりませんが、子育て世代の部分とそういった景気対策というところも絡めて議論には出てきておりますというところで、全く考えていないというところではございませんので、そういった町内景気浮揚策というところも議論の中では出ております。

財政課長 住民との協議についてであります。公共施設でもともと地域住民のために建設されたものでありますので、先ほども申し上げましたが、住民の地区の方にまいりまして説明会をして、意見を聞きたいと思っております。当初はアンケートを考えておったのですが、アンケートだとなかなか生の声も聞けませんし、説明をしたうえで御意見を聞かないと、何の事か訳がわからないという、アンケートも理解して頂けませんので、そういった形で皆さんの意見を伺ったうえで、必要な物かどうかというのを判断したいと思っております。皆さんが必要だというものであれば、維持管理の方法を考えていくし、特に使ってないからいいやという話であれば壊していくということも考えていくこととなります。もちろん管理計画の策定の最終にあたっては、パブリックコメントに付したうえで策定するという形にする予定であります。

10 田中 これが最後でありますけれど、議員の一般質問の通告制をとっておるのは、役場の方で最大限尊重して貰って、各課長さんも町長も誠実に答えるという義務があると思うのです。もし、質問の意図する所がわからなければ、議員にどんどん聞いて欲しいと思うのです。あなたこんな質問するけどそれでいいのとか、あるいは、それは認識が間違ってるよとか、言ってもらえれば良いと思うのです。その上で通告した事については、やっぱり誠実に答えて頂きたい。総務課長のことですから僕は全部調べると思ったのです。総務課だけの事ではなくて。ちょっと残念なのです。これからはがんばって頂きたい。最後になりますけど、やっぱり地元で買うことは大事なのです。設楽町の活性化にもなるし、商店が潰れないようにするために大事なのですと、これを機会ある毎に訴えて頂きたい。それで役場の中では、一番町民の方と接する町長におかれましては、町民を対象にした会合の中で是非これを強調して頂きたいと思うのですが如何でしょうか。

町長 今、田中議員から、町内の商店の実態というか厳しい状況にあるという、危機的状況だというお考えだということをおっしゃられております。私も今言われるような状況というのは危機的状況にあると理解をしております。何故こういう状況に陥ってきたかというその根底、何が原因になっているかという所が、我々も認識をしながらまた解決策として講じていかなければいけない、そういったところに視点を当てていくべきだろうと理解をしております。言われるように、現状の商店の人たちが今以上に生計が立てていけるよ

うな商売が繁栄していけるために行政が率先して地域の人達の物品だとかそうした購買力が上がっていく、その為のいろいろな施策を講じていくのは、行政として当然やっていかなければいけないと思っております。そこはやはり同じ共通認識でおります。それを具体的に言われるように1パーセントの売上購買力を上げていくために町がこれからそういったものへ視点をもって政策的にやる必要があるぞという御指摘もあります。それは1つの手段として、そういうこともあるのだろうというふうに思います。でもっと先々のうちの町の将来の展望を考えた時に、商店が維持継続できていけるような要素がこの町にあるかどうか。そこを真剣に議論をしないと、今の状態の中で1円でも10円でも100円でも売上が伸びていく、そうしなければいけない。でもそうなる布石の基、基盤になるものが、この町にできあがっているかどうか。そこをもう少し我々も真剣に議論をしなければいけないところが来ているのだろうと思っております。そのために、やはり継続して商店の人たちがやる気を起こせる環境、継続できる後継者の人、そしてこれから将来を担える若い人たちがこの町で商店として起業、ものを起こしていける意欲を持ってもらえるような政策というものにやはり大きく視点を見ながらそれをやっていく必要があるのであらうと思っております。そうした意味からいたしましても、商店の人たちがこれから継続できていけるような施策として、我々がご指摘を頂いておるような売上げを、町の公共物品ももちろんそうですけれども、できうることはやはり地元還元できることを優先的に考えていく、これは当たり前だと思っております。そうした事をベースにしながら更に町の中で発展的な方向性が見出せるような手法を講じながら商工会の皆さんとも関係者の皆さん等とも議論をさせていただきながら、そういう方向性を見出して行きたいと思っておりますので、今回このご質問を頂いた事に対しては私も非常に危機感を感じておりますので、そういった意味で皆さんと共に務めてまいりたいと思っております。

10 田中 以上で終わります。

議長 これにて田中邦利君の質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいとおもいますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩としたいと思います。

休憩 午前11時48分

再開 午前13時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、5番金田文子君の質問を許します。

5 金田 5番、金田文子です。議長の許可をいただきましたので質問させてい

たきます。

始めに「熊本地震の教訓を生かし備えをすること」を趣旨とする質問です。日奈久、布田川断層帯が引き起こしたとされる熊本地震は、震源の浅い内陸型直下地震でした。気象庁震度階級では最も大きい震度7の地震が連続、そして群発地震が続きました。2か月近く経った今もまだ収まったとは言えません。熊本地震は、連続地震の与えるダメージの大きさを示しました。活断層は、国内に2000もあると言います。それから、相模、駿河、南海トラフ付近のプレートのひずみが大きくなっているという観測結果が報告され、プレート境界型地震が明日起こるかもしれない、1年後かもしれないと言われます。東海、東南海、南海地震の懸念が緊迫して感じられる昨今です。

近年の地震では、事前の対策をしていなかった悔いや、事前防災の不備が混乱を招いたことが、被災地住民の方、現地調査や支援活動を行ったNPO、研究機関などから報告されています。熊本地震の教訓を生かし、私たちも地域の実際に即した事前防災が大切だと痛感しますので、以下の質問にお答えください。

1、我が地域、この設楽町とか奥三河地域の身近な断層、地滑り地質の把握についての認識及び大規模崩落など地震土砂災害についての認識と対応について伺います。

2、熊本地震では車中で寝泊まりすることを余儀なくされた方が多かったことも特徴でした。避難所にあっても高齢者や障がい者の疲労によるリスクが大きかった。エコノミークラス症候群の発症と関連死の誘発及び高齢者・障がい者のリスクの把握、対応について伺います。

3、水道、下水道などの公共インフラの復旧が遅れると、トイレ回数が増えないように水を飲むことを控えるようになってしまい、このことがエコノミークラス症候群で、特に女性が搬送される要因だとされ、地震の現場では、トイレの整備の重要性が指摘されています。その認識と対応について伺います。

4、熊本地震の被災地で、初動段階のフェーズ1からフェーズ2、概ね発災から2、3日から1、2週間程度の間だと思いますが、物資の不足を訴える声が相次ぎました。支援物資が被災地や避難所に行き届かないのは、道路事情と共に行政の混乱や人手不足なども要因になっていました。外部からの応援を混乱なく受けられる受援体制についての認識と対応を伺います。

5、自治体間での相互応援協定や地域外での仕分け、民間の配送力についても大いに利用すべしとされていますが、相互応援の体制について伺います。

6、福祉避難所が各地区に確保されたと、先日の全員協議会で報告され

ました。有難いことです、「やすらぎの里」「キラリンと一ぷ」「愛厚ホーム設楽苑」の御協力に深く感謝いたします。福祉避難所の事業所職員の皆様の負担は計り知れません。場だけでなく人的体制が必要です。福祉避難所の人的体制について認識と対応を伺います。

7、行政が行う公助、消防団・自主防災組織等の共助、自分の命を守る自助について、知見とスキルを住民が共有する事前防災訓練について対応を問います。助け合いができる人々は、その役割をよく理解し、役割を担うことができるスキルを身につけた住民です。事前防災訓練で育成されなければなりません。

次に、昨、平成27年4月施行された「生活困窮者自立支援法」に則った設楽町の支援体制を伺います。

私たちは、基本的人権の1つとして「生存権」を保障されています。しかし、社会は複雑な様々な要因で暮らしにくさ、生きにくさを生み出します。生活困窮などの課題をかかえた時の支援制度は、第1のセーフティネットとして医療保険、年金、雇用保険などがあり、最後のセーフティネットとして生活保護制度があります。これらの制度は申請を基本としているので、生活のしづらさを感じていながら、網からこぼれ落ちてしまう方が多数あるのが現実です。その表れの1つとして自死、自殺があります。日本は、自死の多いことが突出している国です。

「生活困窮者自立支援法」では「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのあるものをいう」として、各自治体は、第2のセーフティネットとして、相談を基礎にしたオーダーメイド支援で隙間を埋める努力をすることとなりました。

しかし、福祉事務所設置自治体、つまり県とか市ですが、自立相談支援機関、つまり相談窓口を設置し、生活困窮者への相談支援の実施や住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立に向けた支援を行うこととなっているため、設楽町・東栄町・豊根村は自分の町に相談窓口を置かず、新城設楽福祉相談センター地域福祉課設楽駐在が、その業務を担当しています。

設楽町民の生活上の諸課題を把握し、支援へつなげることを県へ丸投げしているわけではなく、既にある町のサポート体制も活用していることと想像しています。この法律施行に伴う、設楽町の新たな取り組みについてお尋ねします。

1、生活困窮者等、つまり経済的困窮あるいは地域社会からの孤立その他生活上の諸課題を抱える町民の実態把握について認識と対応を伺います。

2、相談窓口の実状はいかがですか。例えば、告知パンフレットには自

立相談支援事業「貴方だけの支援プランを作ります」とあります。政府の広報にも出ていますし、県のチラシにもあって設楽町内のあちこちの窓口にも置かれていますから、これを見た町民は、自分の困っていることを相談してもらえる窓口があるというふうに思います。

それでは、以上、大きく分けて2つの点と、それぞれ最初の質問では7項目、後の質問では2項目について伺います。1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは1問目、熊本地震の教訓の活用について答弁させていただきます。第1点目、身近な断層及び地震土砂災害についての認識等であります。設楽町直下の活断層は報告されていませんが、この付近の大きな断層としましては、木曾山脈とその東側の伊那盆地の境界に位置する伊那谷断層帯、恵那山地三河高原と美濃山地との境界から岡崎平野、知多半島に至る屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯を始め、下呂市から中津川市に至る阿寺断層帯があります。いずれも巨大地震の発生確立は、ほぼ0パーセントという調査結果になっています。また設楽町の近くでは中央構造線沿いの旧鳳来町、阿寺の百間滝も断層を表しているものと言われています。また、この地域で最も懸念されています南海トラフは、今後30年以内のマグニチュード8から9クラスの地震発生確率は70パーセントで、設楽町でも震度5強から6弱、また一部6強と言われており、最も注意しなければならない地震であります。また、関東地域の相模湾から延びる相模トラフも同じく発生確率70パーセントと言われており、当町への影響が懸念されています。地震による土砂災害につきましては、熊本地震においても土砂災害警戒区域内の山が崩落している事例が見られます。本年4月に各個配布しました設楽町防災ガイドブックには、土砂災害警戒区域、崖崩れ地滑りの土砂災害危険箇所等を地図に明示すると共に、避難に関する心得、持ち出し品、地震への備えと行動等について掲載してありますので、まずはご自宅が警戒区域内にないか、避難所及びその道のりを確認していただき、常に危機意識を持って備える事が大切であり、ガイドブックを少しでも活用していただきたいと思えます。更に愛知県において毎年新たな土砂災害警戒区域が追加されるものですので、ガイドブックの改訂はある一定の期間を要しないとできないことから、建設課と連携して最新の情報を関係地区に示してまいりたいと考えています。

2点目のエコノミークラス症候群の発症と関連死等のリスクの把握等があります。熊本地震では従来の体育館等の避難所生活の他、若い世代を中心に集団生活をあえて避け、プライベートスペースを確保するために車中泊を選択する方も多かったのが特徴的でありましたが、駐車場の確保やエコノミークラス症候群の発病など、これまでにない避難所問題が生じています。設

楽町でも、車内泊の避難生活が想定されますので、これらを含め避難住民が求める多種多様なニーズに対しきめ細かく適切に対応する必要があると認識しております。避難所生活ではエコノミークラス症候群及び関連死がマスクミでも問題として取り上げられました。とりわけ高齢者や障害者は心身共に過重な苦勞を強いられ、慣れない集団生活での急激なストレスや体力の消耗などにより、時には亡くなってしまう事もありますので、避難所においては食事等の日常生活のみならず、周りの人の温かな格段の配慮や専門家の心のケアが求められるものと認識しています。後の質問にもありますように、当町でも福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結しましたので、介護を必要とする者や障害者が地域の避難所での生活で支障が生じるならば、できる限り迅速に福祉避難所への移動を行い、リスクを少しでも軽減できるようマンパワー及び資機材の配備に努めなければなりません。いずれにしても避難所生活に必要な事項及び利用者の事情に合わせた細かな配慮について避難所運営マニュアルとして策定しています。

3点目、トイレの整備の重要性に関する事です。避難所生活ではトイレはいつでもすぐに使用できなければ大変困ってしまいます。また、避難所生活は集団行動であり、感染症の防止など衛生面の徹底は重要でありますので、常に綺麗で快適な避難所生活ができるよう、トイレの整備は不可欠な物と認識しています。現在役場では6機の災害用組み立て式トイレを防災倉庫に配備しており、本年度更に3機を購入します。このトイレは1機辺り5,500回分の使用が可能な便槽を確保し、車椅子にも対応した物となっておりますが、数量的にはまだまだ十分のものではありません。この他役場本庁舎には浄化槽直結型組み立てトイレ4機を整備し、また使い捨ての便袋も2,600個備えています。しかし大災害時には多くの方が複数の避難所に長期間滞在するため十分な数とはい言えないので、先ほどの金田敏行議員の質問にもお答えしましたように、必要とする物品及びその数量を早急に検討し、年次計画に基づいて整備してまいります。

4点目の受援体制についてであります。大災害が発生した場合、避難所に必要な物資が届かないことは過去の災害事例で何度も問題となりました。それほど大災害の現場では、輸送路が渋滞したり寸断されたり、搬送及び仕分けの人手や車両が確保できなかつたりするのが現実であります。本年3月には南海トラフ地震における愛知県広域受援計画が策定され、発災直後から1週間程度を想定した応急対策活動期において国、県外からの救助、医療などの人的や物資、燃料等の物的支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保することで効率的、効果的な災害応急対策が可能となります。また、その計画では県の役割を中心に、関係する市町村、防災関係機関等の役割について

も定めています。また、避難所への物資輸送は、大量に連日届く物資の仕分け作業、それを届ける運搬手段の確保など、大量のマンパワーが必要です。役場職員ばかりでなく設楽町社会福祉協議会やボランティアの方型の協力なくしては、対応できませんので各方面と連携した体制作りを確立しなければなりません。

5点目、相互応援協定や民間との相互応援体制についてです。大規模災害が発生し、甚大な被災を受けた場合、行政だけでなく民間の協力を得ながら早急復旧のために全力を挙げなければなりません。民間の応援体制については平成26年2月の大雪では、津具や豊根村で長時間の停電が発生しました。この時の教訓から役場駐車場や津具総合支所駐車場及び旧津具村役場駐車場については、停電復旧の為に作業車及び配電車を停車する前進基地として使用できるよう中部電力と平成27年3月に総合応援協定を結んでいます。この他、町内各郵便局とは、避難所への臨時差し出し箱設置や被災者が出す郵便物の料金免除などの災害特別事務取扱等について、昨年7月に災害支援協定を締結しています。また避難所物資については、セツカートン新城工場と24年11月に物資協定を結び、避難所での間仕切りや簡易段ボールベッドを緊急調達できるように締結しています。更に東三河の豊橋市を始めとする5市3町村とで、東三河地域防災協議会を設立し、防災対策に関する調査研究をしたり、東日本大震災等他地域への支援や受援をすることとして、相互に協力して防災力強化に努めています。また、豊橋市、新城市、北設楽郡3町村との間で消防相互応援協定も設置していきまして、先ほど説明しました大雪の時の豊根村については豊橋市が支援にまいています。また県外においては東三河遠州、南信州の市町村間で災害時の相互応援を始め、被災住民を受け入れる広域一時滞在も含めて、三遠南信災害相互応援協定を締結しています。また蟹江町とも防災を含む交流協定を結んでいます。

6件目は町民課の方で説明します。

7点目、公助、共助、自助について知見とスキルを住民が共有する防災訓練についてです。防災訓練については、先の金田敏行議員で申し上げましたように、10月30日に全町一斉の防災訓練を計画しています。具体的な訓練内容につきましては災害対策本部の設置、非常配備体制に基づき、避難勧告の発令、関係機関への連絡員の派遣要請、住民による集団行動の実践を図るための安否確認、安全な避難路の設定等の避難訓練、更に避難所運営マニュアルに基づき避難所単位での避難状況での情報収集伝達訓練、防災資機材点検等、避難所開設訓練を考えています。更に、今年自主防災会単位による避難所開設訓練と連携する形態で災害対策本部訓練の一環として、避難所の開設、物資の搬送、救護車への対応の訓練を実施するため、職員を参集さ

せ、地域支援班及び救護班の職員を災害対策本部から派遣する訓練を合わせて実施する予定であります。最後に昨年度実施しました家具の転倒防止等にかかることでありまして、住民が日常的に取り組める防災予防について気軽に学ぶ機会として、本年度も一人ひとりが意識を高め取り組むことができるような身近な内容に係る防災講演会を開催したり、集団的に防災意識を高め、地域住民が力を合わせ地域の防災力の向上に繋がるイベントとして、昨年度に引き続き防災めしコンテストを継続して実施してまいります。また、愛知県の事業としましては愛知県民全員の対象としました愛知シェイクアウト訓練がこの9月1日正午において全県下で執り行われます。

町民課長 それでは福祉避難所の人的体制についてお答えいたします。議会全員協議会で町長から御報告したとおり町内の福祉施設の御理解を頂き、福祉避難所設置協定を結ぶことができました。協定では、災害が発生した場合に在宅の養配慮者で、一般の避難所生活で特別な配慮を必要とする方について、町が施設に受け入れを要請して施設の可能な範囲で避難して頂きます。避難所については、施設の規模や人員から受け入れ可能な人数の調整をした上でお願いをしますが、避難を受け入れることにより施設に入所している方の生活に支障が出てはいけませんので、協定は町が経費の負担や日常生活用品、食糧等の避難所の運営に必要な物資の調達や避難した方を適切に介護できるように看護師、介護士、ボランティアの確保に努めるものとしており、福祉避難所で介助する人材について適切に確保できるようにその把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして生活困窮者自立支援法に関する事でございます。御質問にありましたように、設楽町の生活困窮者の自立支援相談窓口は、愛知県新城設楽福祉相談センターです。しかし実際に困って相談に見える方の多くは身近な役場に相談に訪れますので、町民課の窓口で対応しています。相談に対応して生活保護や生活困窮者自立支援について説明などをさせていただきます。相談に至る経緯は様々ですが、自ら窓口に来られる方もありますし、民生委員さん等から状況を報告いただく場合や、保育量などが未納となる事もありますので、納付相談をさせていただきますながら、例えば国保であれば一部負担金の減免や猶予の制度もありますので、制度の説明をさせていただき、もし制度の対象になるようであれば、生活困窮者自立支援の対象となることもありますので、困窮をされている状況について把握し、困窮されている原因を取り除く方法について相談し、福祉相談センターや民生委員さん、御親族の方等と相談協力しながら、自立できる支援をしていくようにしたいと思います。生活困窮者の方が制度を使おうとする際は申請が基本となりますが、周りの方からの情報や他の相談の中で把握できる場合もありますので、支援

の制度を紹介していきます。

5 金田 両課長さん共すごく明晰な頭脳をお持ちですので、おっしゃる通りでそれで最もだと思うのですが、全く異論はないのですが、立て板に水で、それが本当に具体的な事におろせるかっていう所が1番の心配です。町民課長さんも総務課長さんも実に政策通の方達なので、新しい法律が出てきてもそういうことに対してすぐ勉強なさって、上等なお答えをしていただけるんですが、実際、町民のところにおとしていくっていう所で今までもだいぶ苦勞があったと思います。ただ、行政にあれやれこれやれと言っている訳ではなくて、プロデュースしてもらいたいので、フェーズ毎のシミュレーションあるいは場所、避難所であったり本部であったり、実際に訓練を行うと思えますので、結局その対策に対する評価をきちんとして、それを積み上げて頂きたいと思います。ちょっと昔だとかこういう事やりますと言って、やりました、それでおしまいということがあって、また避難訓練にしても翌年も同じような事をやらなくちゃいけない。町民もマンネリ化してしまおうという事の繰り返しがあったようにも思いますので、ここ2、3年は、コツコツ1個ずつ積み上げていくという避難訓練にしてきて頂いているので大変ありがたいと思っています。今回についても、特に自主防災組織で避難所設営の訓練をしてくださるということが非常にありがたいと思います。いくら良い講演会を聞いても、いくらおもしろいイベントをやっても、自分たちに技術や知識が蓄積されていかなければ何にもならないということで本当にありがたいやり方だなと思っています。確認ですが、防災ガイドブックを活用しましょうということで、活用させて頂いています。自分たちの危険区域というか、よその地域であっても赤で塗ってみたいりしていますが、最新情報が更新されていくとさっきおっしゃいましたが、それについてはどのように伝えて頂けるのかももう一度確認したいと思います。

総務課長 今回のももの前に作った物が、わずか3、4年前に作ってなおかつまた27年度に作り直しました。縮尺の問題もあって、もう少しわかりやすく作らないと住民の中での意識が高まらないということで、あえて27年度に作り直しました。1万分の1の縮尺で作ったのですが、何分経費も非常にかかるものですから、今回のガイドブックについては、その情報の裏として危険区域に住んでいる方のリストも当然ながら総務課の方で集約しています。避難勧告、避難指示を出すときには、全町的に出すことはなかなかできる事ではないので、本当に危ない所に対しては、できる限り早く、時には避難準備情報のレベルから出すこともこれから考えられますので、そういった区域の情報を基にやっていきたいわけですが、先ほど言いましたように経費がかかりますので、毎年作り変えるわけにはいかないですが、土砂災害警戒区域は、

年々増えていきますので、その増えた情報で設楽町に係る部分については、先ほど言いましたように建設課と連携して、その増えた該当の区域の区に対しましては、追加でこういうことがありますよという情報を決まり次第流して行きたいと、そういう考えであります。

- 5 金田 一問一答っぽくなりますが、今の件について例えば文章で書いて流して貰うとかそういうことだと、多分忘れちゃいます。非常に具体的になりますが、シールで貼り付けるだとかその人の手を動かすような事を是非入れて頂くっていうかそういう事を考えていただきたいなっていうふうに思います。次の事も聞きながらお答えをお願いします。先ほど産業課長さんからハンズオンという言葉が出ました。実際に体験するとか自分でやってみるとか、そういうことがない限り、どんなに素晴らしい講演を聴いてもちゃんと広報してくれても、たいていの人は聞き流したり忘れちゃったり記憶に引っかけられなかったりとかしますので、ハンズオンっていう手法を是非多様していただきたいなと思います。その点この避難所の設営を実際やってみるっていうのは非常にハンズオンのやり方で素晴らしいと思います。1回の避難訓練でできることは少ないとは思いますが、より効果的な物を取り入れていただくことによって、効果的な物を考えて知恵を絞っていただくことによって、随分1回の防災訓練の成果というか効果が上がるのではないかと思います。ハンズオンのやり方、ということについてどのようにお考えかということをお尋ねします。

それからボランティアの確保、例えば避難所の中の運営にしても、その中で地域のリーダーの人が核になって貰わなくちゃいけないので、核になる人材の要請ということもあるのですが、ボランティアして下さる方の圧倒的な不足っていうのが予想されるのではないかなと。つまり全員被災者みたいな感じ。巨大なものが来た場合です。南海トラフの地震が来たような場合ですと、圧倒的に人材不足が予想されるのではないかな。この地域、半分は高齢者なので。そうすると受援体制の中にどんな人々に来ていただくかとか、物資だけではなくどういう方々に来ていただかなければ、人手不足が解消できないのかっていうシミュレーションも入れていただくっていうことを提案と共にどのようにお考えかお聞きします。

総務課長 体験するという意味でしたね。さっきちょっと説明しましたが、去年初めて防災講演会をやった訳ですが、今、議員さん言われるように難しい講演はよそうと、内部で検討したときに難しい講演でなく住民が日常生活で取り組める内容の講演にしようということで、その地震の時に身近にできる家具の防震についての講演を中心に、その人達、ボランティアの方たちでしたが、来てもらって講演を行いました。私も同じように考えています。大

学の先生呼んで難しい講演の話を聞くよりは、それぞれの聞いた人たちが自宅に帰って、また地域で、みんなで取り組めるような内容を学ぶ機会としての講演会は必要だと思っています。それも含めて避難所の訓練についても、先ほどちょっと説明しましたが、今までは、避難所で何を自分がやるべきかという所の認識が、なかなか住民の方々が参加してきても、自覚できない部分もあるものですから、やはり自主防災会という組織で動くものですから、そういった運営マニュアル、素案的なものを事前に示して、それぞれの自主防災会で現場に即した事で事前に協議をしていただいて、その防災訓練でシミュレーションとしてやっていただく、そういう意味を踏まえて今回を考えています。なおかつその中には当然ながら役場の職員も入って行きますけど、先ほどの金田敏行議員の時にも答えましたが、今回は災害対策本部の訓練の一環も含めて、災害対策本部から職員を派遣してまいりますので、その避難所での運営マニュアルに基づいたその連携がどのようにやられるかっていうことも今回やっていきたいと思えます。なお、全部の避難所でやることは不可能ですので、今の考えは、名倉1箇所、田口1箇所、清嶺1箇所、津具1箇所の4箇所を事前に定めまして、その避難所に対して災害対策本部として職員を派遣していきたいと思えます。その他の役場の職員については1住民ではありますが、役場の職員という役割を担っていますので今まで以上に職員として避難所の運営の場面において手伝って頂くような形をとっていきたいと思っています。こうした訓練をやはり積み重ねないと、それぞれの地域住民、役場も含めて意識を高めて行かなければなりませんので、今後も継続して、少しずつ積み上げていきたいと思っています。

5 金田 大変結構だと思います。例えば避難所運営マニュアルも県が発表しています。それから保健師さん達の活動の各いろいろな分担の人たちの活動マニュアルも県が発表しているので、それにあまりエネルギーをかけるというか大変な作業はないと思うので、自分の所に合わせてさっさと変えていけば良いと思うし、地域防災計画についても前の時も病気になりそうなほど担当の子が本当に大変そうでしたし、今度も大変だと思います。でも県のサンプルを見れば自分の所に合わせて変えるだけなので、そんなに大変じゃないと思えますのでそこに力を注ぐのではなくて、自分の所の実際の体験的な訓練を一生懸命知恵を絞ってやって頂きたいと、是非、また重ねてして頂けるということですが、重ねてお願いいたします。後、今お答えの中にはなかったんですがボランティアの確保等については、圧倒的にやっぱりこの町だけの事を考えていると人手は足りないと思えますので、各フェーズ毎とか各場面、場所毎とかのシミュレーションをして頂く中で、どんな人材に何人位来て貰う必要が出てくるかだとか、そういう事は是非自分の所の町の事で考えて東

三河の協議会なり、三遠南信の応援協定を結んでいる会議などで、具体的な数字を持って行って、よその町よりも先に自分の所の実態でこんなものが必要ですよと、よその町にも参考になるくらいに取り組んで頂けたら素晴らしいなと思います。本当に大変な事だとは思いますが、命がかかるっていうことが、熊本地震の報道だとか現地の人々の話を聞いて、それぞれの町民一人ひとりにも危機感が少しずつ高まっている時なので、この時を活かして是非防災担当の方々大変ですががんばってください。よろしくお願いします。

それでは生活困窮者への自立支援法に則ってのところでお願いいたします。さっきもちょっと言いましたが、これは国から示されているサンプルなので設楽町でもそのままコピーすればできるようになっているのですが、ここを見ると、地域福祉課設楽駐在が相談の問い合わせ先になっているのですが、お住まいの町村の方は設楽町の 62-0511 が相談電話先になっているのですが、それで困窮されている方が上手に相談したいのですがというのが、言えるかどうか不安だなと思うんですが、このことを職員みんなが、誰が電話とるかわかりませんので、職員皆さんが承知していらっしゃるのかどうか、そして職員の皆さんが生活困窮者の自立支援の制度とか法についての精神を理解していらっしゃるのでしょうかでしょうか。

町民課長 0511 は代表番号でありまして、総務課ではありますが役場が移転する前の番号をそのまま使っております。今ダイヤルインが移転した後できましたけれども、その番号にかかったとしても、その要件に応じて担当部署に回っていきますのでその心配はないと思っています。

5 金田 なんとと言えば町民課の担当の方に繋いで頂けるのですか。

町民課長 例えば生活保護を受けたいですとか、非常に困っていますというような事を電話でどういう申され方をするのかわかりませんが、そういう内容であればそれなりの部署に回っていきます。

5 金田 もちろんご自分で相談電話がきちんと伝えられる、内容が伝えられる方、あるいは窓口に来て相談がきちんとできる方は、今までもそうやって助けて頂いてきたと思うのでそれは良いんですが、今度の法律では困窮の恐れのある人っていう所にすごい多様ないろいろな人達が入ってくるのではないかと思いますし、国や県の事例の中にもいろんな事がでていきますね。例えば長期の引きこもりの方だとか、それから仕事を探している、それから貧困の連鎖の防止、DV等緊急のこと、あるいはリストラされそうですというような緊急な事みたいないろいろな例が載っています。が、それは町民課に相談した時に、良くこの趣旨や制度、どこへ繋がれば良いかっていうことを熟知した方が担当して頂かないと難しいかなという懸念を持ちます。例えばどんな支援をして頂けるかなと思って、私が質問のためのヒアリングに回って

も、保健センターに行ったり県の事務所の設楽駐在に行ったり、町民課に行ったり、とてもわかりにくかったです。じゃあ私が悩みを持っているときに誰にどういうふうに相談したら良いかなというときに、やはりワンストップの所があったら良いなと思うんですが、こういう生活困窮者への支援についてもワンストップの相談窓口についてご検討されるというお考えはどうか。

町民課長 今言われるように困窮される方の原因は様々です。いろいろなケースがございます。こういう小さな自治体ですのでそういう意味もあって県の窓口が相談窓口になっているという認識もありますが、そういう所におる方はより深い知識を持っていますし、いろいろな知見もあります。そういうところへ繋げるといふ事も含めて、町の職員は多くの仕事も抱えていますし一つひとつの所まで詳しい所まで承知している訳ではありません。ですが職員は、聞いた職員1人がそれを解決するのではなくて、こういうことがありました、その関係それであろう所に相談をかけそれぞれの中からこういう事ができるのではないかという事で対応しますし、それをまた県の方に繋ぐとそういうことをしておりますので、ワンストップというのが1人を指すのか全体を指すのかちょっとあれですが、役場の仕事として、受けた者1人が処理するという事は通常なく、こういうことに関しては例えば先ほどお答えの中で申し上げましたが、保険料の滞納とかそういうことのご相談を受ける中から例えばこういうことができます、どのくらい困っているのか実状をお伺いするとか、そういう所から繋ぐところが見えてくる場合もありますので、そういう複数の人間が関わりますけど、役場の窓口としては、皆さん受けた者だけが、自分の知識だけで対応していると、そういうことではないです。

5 金田 もちろんそういうふうに認識しております。相談に来た人が自分ではうまく自分の生活困窮を解決していく手立てが見つけられていないので、相談を受けた職員が、たくさんのチャンネルを持っていて、こういうふうな人に相談に乗って貰えば、この人は解決ができるなっていうような事を判断できる方が、最初の窓口になってくれば良いと思うんですが、そういう人材で忙しい町民課の人々でいろんな仕事を持っていますので、そういう本当に相談に来た時にすぐに対応できる、あるいはその人に寄り添ったうまい聞き取りができるというそういう方を必要ではないかなと思っているので、そういう意味での最初の入口の所の相談のシステムについてお考えはどうですかという事を聞きたかったです。

町民課長 今言われるシステムのというようなそういう感じでは思っておりません。今町民課というのは、人数が割といますけどもその中でも受けた者がただ1人ではなくて、窓口が混雑している場合もありますので自分の担当して

いない部署のものを受けることもあります。それはそれなりに担当者に繋ぎ、そこから関連する者にそれぞれ繋ぎ、対応できるような体制にはなっておりません。システム化するというような感じではないのですが、今は担当者間、町民課の職員同士の連携とかそういう繋がりの中でそういうことができていると思っています。

- 5 金田 少し町民課長さんと認識のずれがあるかもしれませんが、例えば障害者自立支援法によって名倉生活サポートセンターや社会福祉協議会の中の精神の担当の方が、非常に素晴らしいサポートをしてくださるという実例をよく知っています。そこで直接その方達だけにすごい負担がいくことが無いように、うまくお医者さんに繋ぐかもしれないし、警察に繋ぐかもしれないし、ハローワークに繋ぐかもしれないという、そういうところを上手に判断して頂ける方が、どなたなのかなというのが具体的にはわからなかったので伺いました。今後そういうことが住民の人にわかるようにして頂ければ結構だと思います。

最後に、今日、避難所やなんかでも心身のストレスなんかに対応する、どちらかといったらその人その人、その個人に対してのケアが出てきましたし、それから避難所へ連れて行ったりする時に担当者の方達と話をするとき、避難所に避難することも段々困難な高齢者も身近に増えてきますので、その人を誰がケアするかっていうようなその人、あるその人についてのケアについての計画とか相談自体が行われなくてはいけないということで、パーソナルケアというか、その人個人のケアということ、それから産業課長さんから出てきた言葉を使わせてもらおうと、ハンズオン、体験的な学び、それからワンストップの支援という、こういうものが起業家とか雇用の育成だけで無く、障害者とか生活困窮者とか弱者だけでもない一般の元気で働いていそうなお父さんやお母さん達の中にも実はいろいろなストレスを抱えてらっしゃる方もあるかもしれません。なるべくパーソナルな事に寄り添えるということと、それからハンズオンということと、ワンストップ、困窮者の方が2度と相談なんか行くもんか、何ていうふうにがっかり感を持たないワンストップのうまい仕組みというものが、今日の議会の課長さん方の答弁を聞いていたら1つの政策だけじゃなくて、あらゆる分野にワンストップ、パーソナル、ハンズオンっていう事が共通するなあというふうに思いました。これを実践したとしたらすごく行政の改革になっているなど、今どきにちゃんと住民の幸せのための対応になっているなどというふうに思いましたが、町長さんに最後にお尋ねします。パーソナルな人それぞれに寄り添うということや、それからハンズオン体験的な内発的な学びということ、それからワンストップの支援ということについて、今後の政策として非常に重点的に考える

べき事だよと、県から言われたことをやっているとか、法律にあることをただやっているんじゃないかと、自分の所の実態に即した物を考えていくことが大切だよというご指導をして頂きたいというお願いですが、最後に町長さんのお答えをお願いいたします。

町長 今、いろいろ災害の事も含め、こうした生活困窮者の方々への支援方法ですとか、我々が町の職員としてそれぞれ該当になり得る町民の方々に対する姿勢、また対応、そういったことをいろいろな形で申し上げて頂いておりますけれども、基本的には住民の人たちのサービスがきちんと結びついていけるように、どういう状況であろうがそういったものをきちんと対応して、その町民の人たちの生活、また普段の状況に対して、答え、また皆がそうした事への安心を持って頂けるための仕事として、我々は進めていくのが基本というふうに考えておりますので、それがやってもらえるかどうかとかそういう事は、職員として当然の事でありますのでそうした事も含めてきちんと念頭に入れて対応してまいります。

議長 これで、5番金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、1番今泉吉人君の質問を許します。

1今泉 それでは私の方から2件質問したいと思います。

第1件目、歩道が無い道路に、歩行者を守る交通安全対策で、グリーンベルトの設置は、という質問をいたします。現在、設楽町には5学区(清嶺、清崎、田口、名倉、津具)に小学生の登下校を安全に通学できるように、町、事務所、PTA、警察、各学校等が、取り組んでいると思いますが、道路は車と歩行者が分離して利用できるような歩道が整備されていることが、交通上望ましく、比較的安全であると思いますが、歩道が設置されていない道路を小学生等が通行するには、車、バイク、自転車などに十分気をつけなければなりません。特に、低学年にあつては、交通ルールも身につけていないことから、ちょっとした気の緩みを生じると大きな交通事故に繋がる可能性を含んでいます。そこで、これらの小学生等を守るためにも、各学校で道路端に、グリーンベルトを引き運転者に安全に通行してもらい、悲惨な交通事故を招かないようにしている自治体も数多くあると思います。先だって、豊川市一宮町の裏通り、市道ですが、並びに新城市の市道を通行した際、左右の道路端に幅1メートル位のグリーンベルトが引いてありました。道幅はそんなに広くはなかったのですが、グリーンベルトだけが頭に焼け付きました。しかし、グリーンベルトを表示する看板等はありませんが、運転者は「この道は歩行者優先道路」と解釈していると思います。設楽町もこのような方法

ができれば、運転者側も、この路線を通行するときは気を付けると思います。そこで質問します。

現在、設楽町地内に4学区ありますが、通学路用にグリーンベルトを引いてある県、町道は何か所あり、既存ベルトを拡張できないですか。

2番目。グリーンベルトは、道路等の形態で設置できない箇所もあると聞いていますが、拡張するなど、その対策案をお聞きしたい。

3、新しくグリーンベルトが必要な通学路は、何処で何か所あるかお聞きしたい。また、グリーンベルトの設置基準はありますか。

2件目に移ります。設楽町へのIターン勧誘者に奨励金制度を適用できないですか。現在、設楽町への移住・定住は各地区が、それぞれのキャッチフレーズで推進していますが、Iターン者、夫婦子供1人を毎年10世帯受け入れないと2030年には3000人を割ってしまうというショッキングな話を、高野教授から指摘されています。もし、何もしないと本当に設楽町も消滅するかも知れません。これを阻止するには、I・Uターン者を確保しなければならないと思います。それにはUターン者か定住者の確保はもちろんですが、Iターン者を発掘するのも最大課題と思います。それには、全町民が一丸となり率先垂範の精神に乗っ取り、事に当たることが必要ではないでしょうか。Iターン者を1世帯確保した勧誘者に対して奨励金を出せば、町民が一生懸命に勧誘活動をすると思われれます。そこで質問ですが、

先だって行われた移住する条件で空き家見学会に来た世帯は、何世帯何名でしたか。また、移住したい世帯は、何家族でしたか。

Iターン勧誘者に対して奨励金の交付が出来ないか。

3、移住希望者に対して経済的、仕事などの希望を聞いているか。

4、町長は、設楽町も人口減少の危機感を人一倍抱いており、町内の行事、総会などで自ら移住、定住について積極的に活動している事に敬服します。今後は、I、Uターンを勧誘しないと、本当に設楽町が消滅するかも知れません。これらを推進する方策をお聞きします。以上で1回目の質問を終わります。

建設課長 今泉議員の1問目の質問で、歩道がない道路に歩行者を守る交通安全対策でグリーンベルトの設置の質問について、1から3までの質問内容及び通学路の安全対策を建設課からお答えさせていただきます。

始めに、グリーンベルトが引いてある路線ですが、田口小学校区では、県道坂宇場津具設楽線の農協前の直線部分と町道井戸入小西谷下線の谷下住宅から県道坂宇場津具設楽線までの2か所。名倉小学校区では、国道257号町内の貝津田区内の1か所。津具小学校区では、県道設楽根羽線と県道東栄稲武線の上津具地内の2か所。計5か所が対象となっています。清嶺小学

校区と田峯小学校区には、設置されていません。

次に、通学路の安全に対する取組状況について説明します。町では、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」という文部科学省、国土交通省、警察庁の合同による通知を受けまして、設楽町通学路安全推進会議を設置しました。その中で設楽町通学路交通安全プログラム「通学路の安全確保に向けた取組の方針」を策定しました。プログラムでは、町総務課、建設課、教育委員会、新城設楽建設事務所、設楽警察署、各小学校の関係機関が、連携体制を構築し、児童の通学路の安全確保を図ることを目的としています。昨年度の取組といたしましては、7月に会議を開催しまして、通学路交通安全プログラム並びに設楽町通学路安全推進会議の設置に対する承認をいただき、通学路の合同点検の実施日程等の調整等を行いました。8月には、平成24年に各小学校より出されました通学路の危険・要注意箇所の内容をフォローアップする形で、役場、建設事務所、警察、小学校で合同点検を実施しました。点検では、通学路の状況・危険の内容、対策の目的を現地で確認させていただいています。その調査結果に基づきまして、10月に推進会議を開催し、点検リストにありました14か所の対策方針について話し合いを行いました。対策方針は、各機関の役割を明確にし、グリーンベルトの実施や側溝の嵩上げによる路肩スペースの確保などは建設事務所、スクールガードと一緒に児童への交通安全指導は小学校、横断歩道の塗り替えは警察、町道の停止誘導線の設置は役場建設課で行うことなどを決めました。その中で、グリーンベルトを実施すると決めました4か所については、昨年度に名倉小学校区1か所で実施済となり、名倉小学校区の金田石油から小学校までの1か所、津具小学校区の古町から井口にかけてと上町付近の2か所については、今年度から来年度にかけて実施予定になっています。また、横断歩道の塗り替えは27年度に実施済で、側溝の嵩上げや停止誘導線の設置は、今年度から各機関で実施することになっています。ただし、グリーンベルトの要請があった津具地区の信玄橋については、路肩の白線から15センチ以上外側に幅員がありませんので、技術的にグリーンベルトが引けない状況となっています。

議員の質問の中に既存グリーンベルトの拡張と設置ができない所の拡張などの対策ですが、グリーンベルトの幅を広げるということは、車道の幅が狭くなることになることから、車が白線を越えてグリーンベルトの中に入ってくることで予想されますので、かえって危険が増す可能性があると思っています。また、改良ですが、歩道設置ができれば一番良いのですが、それには多額の予算と時間が必要となることから、他に方策がないのかを検討させていただきまして、児童の安全確保に頑張っているという状況になっています。

今年度以降におきましても、毎年、推進会議を2回以上開催させていただきまして、通学路の危険、要注意か所の合同点検を実施しまして、対策方針に基づき確実な実施を行い、各機関で協力して児童の通学路の安全確保を図っていきたいと思っています。以上です。

企画ダム対策課長 それでは今泉議員の2問目の、設楽町へのIターンUターンの勧誘者に奨励金制度は無いかというところであります。

まず1問目の空き家見学会に来た世帯数、移住希望世帯数という質問であります。3月27日、日曜日、町内3地区、6空き家で見学会を行った状況を説明します。参加世帯は13世帯、39人が参加しております。後日アンケート調査を行い、8世帯から回答が返ってきております。うち6世帯が移住希望で、既に町内居住していて、空き家希望世帯が2世帯ということがありました。その後、その2世帯について意向を確認したところ、1世帯については、2、3年通いながら決めていきたいとのことで、もう1つの世帯については、希望物件について現在交渉中となっており、10月を目処に1つの区切りを付けることを目標としています。

2番目のIターンの勧誘者へ奨励金交付ができないかというところがありますが、現在、移住定住推進室を設けまして、設楽町への移住希望者が、まず住む家と仕事の確保などワンストップで相談できる窓口を作り対応しているところでもあります。また、子育て世代を中心に人口定着を目指していますので、移住希望者を勧誘するという方法をとっておりませんし、空き家への移住希望者に対して、地域面談という手順も想定をしております。ですので、勧誘ということを奨励したり、移住者なら誰でもいいという総合戦略のつくりにはなっておりません。当町の移住定住促進策は、名古屋大学の高野先生の助言のもと、昨年、4地域での意見交換を経て、「自らの地域は自らが守る」という志をもった方々が移住定住推進組織を立ち上げ、名古屋大学と設楽町で支援をさせていただいております。支援につきましては、組織に対して支出することとし、個人に対して直接的な奨励金制度というのは考えておりません。

3番目の移住希望者に対して、経済的、仕事などの希望を聞いているかというところでもあります。移住希望者に対する仕事のアンケートは、今のところ空き家見学ツアーにおける調査しかしておりませんが、会社員など安定的な職を求めている方も多いため、起業や農林業という答えもありました。会社員につきましては、昨年、名古屋大学と共同で地域をヒアリングしましたところ、従業員が取れないというような町内企業の声も聞いており、求人求職のマッチングへの対策が必要だと感じ、今年度、設楽町無料職業紹介所開設の準備や従業員教育を含めた雇用対策について事業を計画しておりま

す。また、新しい仕事の創出希望、自営して定住するなど、移住定住推進室で具体的な相談にそれぞれ乗っていく予定でございます。

それから4番目の移住定住を推進する方策を聞きたい、というところでもあります。平成28年に策定しました「まち、ひと、しごと総合戦略」の中で、子育て世代を毎年10世帯移住させて、人口減少を安定させるということを政策目標として、これを実現させるため、5つの基本目標を掲げて、町内4地区の地域別に推進体制を作り、活動を盛り上げているところであります。その中で、特にUターン・Iターンを呼び込むためには、今後は大都市圏をターゲットに企業展などへブースを出展するなど、積極的にPRをしたり、さらに設楽町をPRできる地域の魅力情報の冊子作成など、町外へ発信できる情報づくりというものを進めていく予定であります。

- 1 今泉 いろいろありがとうございました。私が先ほど質問いたしましたグリーンベルトの件ですが、設楽町には5学区あったのです。4学区と言いましたが1つ清崎が抜けていましたので訂正してください。よろしく願います。それでは再質問いたします。設楽町では毎年子供たちを交通事故から守るため年1回設楽町通学路安全推進会議が行われ、横断歩道の設置並びに通学路にグリーンベルトを設置など進言していますが、それに応えてもらうため各種関係者が現地調査を行っていると思います。しかしながら学校側からの要望を簡単に受け入れてくれないのが現状です。このような学区はどこにでもあると思いますが、例を申しますと津具地区でグリーンベルトの設置を要望し、設置されるまで10年かかったことも聞いております。それはどうして長くなったのかお聞きしたいです。小学校に入学し卒業まで何の対策もなかったのかとちょっと耳を疑いました。子供を持つ親の気持ちを考えたことがあったのか信じられません。子供たちを少しでも安全に通学させる為にも、町として子供たちの登下校に伴い悲惨な交通事故が起こらないようにするためにも、要望を受け入れたら直ちに動いて安全安心な町を築くためにも考慮して欲しいと思います。町としてのお考えをお聞きしたいです。

建設課長 先ほども言いましたように、昨年度から推進会議を設置しまして関係機関でいろいろ協議をしております。その中で、今のグリーンベルトの話ですが、去年1か所、先ほど討論させて頂いたように今年2か所ないし3か所やる予定をさせていただいております。ただ、設楽町だけではなく東栄町や豊根村にも同じような要望があると、それから全県的な要望もありますので、その辺の予算的な絡みもありますので、すぐにはできないかもしれませんが、ただ聞いているところによると、今年度と来年度にかけてグリーンベルトの実施はできると聞いています。

- 1 今泉 グリーンベルトですが、まだ津具の方でも今年の夏頃から暮れにかけ

て、町道から通っている子供さんがいます。その子供さん達の安全を守りために町道に対して片側でも良いのでグリーンベルトを引けないかお聞きしたいです。県道については、今現在やっています、先ほど言いました信玄橋の道が狭いということですが、先だって私が新城設楽事務所に行ってお願ひしてきました。そしたら信玄橋の所はできる限りグリーンベルトとはいきませんが、点、点、点という線を付けて、ここを通れるような方策を考えますという事を言ってくれました。そういうことがありますので、町道に対しても子供たちを安全を守るためにも、何とかそういうできる限り1人でも子供さんが安全に帰れるようにグリーンベルトの設置ができないでしょうか。

建設課長 先ほどもお答えさせていただいたのですが、各小学校区からの要望を聞いて、町の方では対策を練って、役割分担をきめて、対応をさせていただいておるつもりでおります。今年度以降も、毎年、小学校区の要望を聞きながら対応できる部分についてはなるべく早い時期に対応していくという事で、会議の中でご利用頂いていますので、そういう形で対応していきたいと考えております。

1 今泉 今言ったとおりできる限り町道も何とか安全にできますように、グリーンベルトの設置をお願いしたいと思います。先ほど言われましたが、田口地域の県道でも、今現在グリーンベルトが引いてありますが、グリーンベルトの幅が狭いですね。今調べたらあれ15センチです。あれでは何のための線なのかあそこを通ることは一般の人にもわからないと思います。もう少し路側帯の方にグリーンベルトを広げて、せめてその倍の30センチ位のグリーンベルトは引けないですか。それをお聞きしたいです。

建設課長 白線を引くことにつきましては、道路管理者との兼ね合いがあるのが1点と、先ほども言いましたように道路幅員、車道幅員に基づいて白線が引いてありますので、それを狭める事によって、かえって車が中に入ってきて子供たちの通行を妨げるというような状況も考えられますので、そこらへんを、学校との事情等を確認しながら道路管理者等の意見を聞いて、対応していきたいと思ひます。

1 今泉 それはそういうふうにしてちゃんとこれからやって頂ければ助かります。やっぱりグリーンベルトがあるというのは安全対策で本当に重要だと思います。今そこのグリーンベルトを、またこれ通告以外と言われるかもしれませんが、お年寄りの手押し車だとか、それから電動車椅子、あの衆もこのグリーンベルトがあると安全に通れるなあという声も聞いております。ですから両方一石二鳥っていうスタイルでこのグリーンベルトを設置すると素晴らしいと思ひますが、これから設置する所の学区にあつてはそういう点も考慮してやって貰いたいと思ひます。それについてお答えお願ひします。

建設課長 先ほど申しましたように一応道路管理者、車道幅員等を考慮しながら、幅が広いことに越したことはないと思いますが、その辺を考慮しながら対応していきたいと思います。

1 今泉 ありがとうございます。それではグリーンベルトもこれから何とか町側も一生懸命やって、また各学区に何とか良いグリーンベルトが設置できるようにお願いしたいと思います。

続いて、現在5学区で移住定住の推進委員会を持ち上げる活動をしていますが、移住者がすぐに住める空き家はすごく少なく、空き家探しに苦労しています。地区の区長さんを始め、組長さんがお忙しい中調査していました。空き家の基準はありますか、お聞きしたいです。そして5月1日現在、設楽町の人口が5169名と広報したらに載っています。そして、その中で人口がマイナス24名、世帯数がマイナス12戸ということになっていますが、このマイナスになった要因は何ですか。また、人口は住民登録をしてある町民ですか。それとも、住民登録をしてあるが、実際は町場で生活している方もカウントしていますか。それとも町場から住民に住んでいる方もカウントはしていますか。

町民課長 広報したらに掲載してあります数字は、住民基本台帳に基づく数字でございます。したがって登録のない方については載っておりません。増減の原因でございますけれども、人口世帯数と一緒に出生死亡、転出転入の記載があると思いますけれども、その転出が上回っている。その時期については年度の変わり目でもございますので、学校の都合、職場の都合で転出される方が多いために減となったと考えております。

1 今泉 このように先月から1か月の間でこのくらい人口が減っていく設楽町ですので、何とかそれを阻止するためにも、今先ほど言ったみたいに何とか移住者を沢山こちらに呼んで、めちやくちやに入れるじゃなくて、やっぱりそういう勧誘者も必要だと思います。勧誘者があってこそ推進委員が各地区で推進を行っておりますが、何とか設楽町を消滅させるような悲しい事がないように、町民の人が一丸となって何とか勧誘活動をして、設楽町に1人でも多く人口を増やして行きたいと思いますが、この点について町長の意見をお聞きしたいと思いますがよろしくお願いします。

町長 ご指摘を頂いておりますように、設楽町、人口がどんどん減るということで、私のみならず町民の方々、また特に議会の皆さん方もそうした危機的状況にあるという事は御認識をして頂く中でこうした御質問を頂いておると認識をする所です。まあ本当に、人口の減っていくスピードが早い、以前ちょっと前に皆さんに申し上げた中にあるのですが、昨年1年間といううちに11か月の単位で、人口の減り方というものを確認してみたところ、11か

月で亡くなった方が105名、生まれた人が15名、それをずっと1年単位として考えたときに向こう10年で1,000人近くが亡くなると、生まれてくるのは150人だと。そういう結果に見えてきているなという具体的な数字、うちの現状としてそういうことを確認しておく訳です。であるからしてこれをどうやって食いとめ行くか、その食いとめる方法というのを先ほど答弁をさせていただいておりますが、1つの手法として移住定住推進というところに力を注いで、そして言われておりますように、一定水準の人口を保つていくためには、毎年10世帯、町内全域で10世帯を移住できる事によってこの3,000人が将来確保していけるというデータに基づいて、これに近づけようと行動を起こそうとしておる訳であります。その行動を起こすためには皆さん方、各町内4ブロックの中で移住定住推進組織を立ち上げて頂いて、町民の皆さんと行政と一緒に何とかそういう事、目標に近づけられるように取り組んで行こうとしておる所でありまして、これが、どういう成果を残し得るかっていうのを、これから見守ってというか頑張っ行って行かなきゃいけないと、その状況によっては本当にに何をやっても人口の定着化というものには結びつかない、そういう悲しい状況にならないように、それを何とか食いとめるために町民の皆さんと共にそうした事に力を注いで、皆で力を出し合っ行って行きたいと思っおるところであります。そうした中でいろいろな御質問をして頂いておる提案等もございます。なんとか地域の方々が、本当に危機感を持っ頂いて一緒になっ行ってやっっていく、また自分たちの力でもって移住して頂ける方の選出をしてもらったり、自分たちの生活圏の中に入っ来て一緒に生活してもらえる人の、自分たちの力で面接をしてもらったり、また決定をしてもらったり、そういったことも自らの力を出し合っていかないと、せっかく移住をして頂く方についても地域の人となじまなかつたり、また同じ条件が共有できなかつた、それでは悲しい事にもなるということで、そうした事のないように、お互い確認ができるようなシステムを作りながら、この移住定住という事については、何とか前向きに取り上げて、1歩でも前進ができていけるように、そこに向かっていきたいと思っおるところであります。今後、議会の皆様方、もちろん私共と一緒になっ行って、地域の人たちと一緒に力を注いでこのことに邁進してまいりたいと思っおります。以上です。

- 1 今泉 ありがとうございます。町長のそういう言葉を聞けて本当にうれしく思っます。今、質問しましたように、グリーンベルトだとか移住の関係ですが、これらを何とかして町長さんを始め、役場職員の方、そして議員、そして一般住民の方、全員が頑張っってなんとかこの設楽町に消滅するような事案が無いように頑張っていきたいと思っまして質問を終わります。

議長 これでは、1番今泉吉人君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますがご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 14時35分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前14時25分

再開 午後14時35分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、2番河野清君の質問を許します。

2河野 議長の許しを受け、私は、設楽町の森林政策についてお尋ねしたいと思います。設楽町は、そのほとんどを山林に覆われた町であります。これは避けて通れない、逃げることのできない、重要な環境にあると思います。そして、この山林は、水と空気と動植物を育み、私たちの生活環境に大きな影響を与えるものであり、また水源かん養林として、治山治水と下流域に多大な公益を及ぼすものでもあります。そんな山林ではありますが、一方どうにかならないものかという思いがずっと私の中にあります。それは緑豊かな山村とはいいますが、実態は、杉・檜一色の人工林に覆われ、季節の変化に乏しく、野生動物の生息を脅かし、それが里の農作物を荒らすことになり、今やフェンスに覆われた、まるで檻の中で作業をするような、農村風景というありさまです。また国産材価格の低迷と手入れ不足による山林の荒廃、風雪による山林被害、花粉症問題まで引き起こしています。

私など木工芸の仕事に携わってきた者には、杉檜だけが樹木ではありません。樺や栃、檜、楓など落葉広葉樹も有用・有益な樹木であると常々思っております。もっとバランスの良い山林構成ができないものかと心ある人たちに話しますと、皆さん頷かれる方が多いのですが、山林の姿が今日まで変わる事はありませんでした。そんな中で、ある町民の方から以下のような提言を頂きましたので、ここで読み上げさせていただきます。

息の長い仕事、半世紀だが、今やらないと未来はない。田舎で生れ育った者の確信を持った提案だ。80歳の男性です。政治家も役人も、自分の代には日の目を見ない仕事だから力が入らない。自衛構想、田舎を守る事は国を守る事だ。国土の保全、水源かん養、鳥獣類の世界の保全。清らかな空気と水の確保。集落、耕地の日照時間の延長、そして、過疎、学童対策。

(1)として、山林を自然林、天然に戻す。適地・適種の樹林帯を自然に作る。皆伐後5年から10年程で土地に適した樹種が繁茂する。山頂、峰より概ね水平20mから30m下方を基準に常緑針葉樹を皆伐し、落葉広葉樹林帯に改良する。地形により計画変更、見直しもある。

(2)地権者、山主の同意対策として補助金制度の整備。例えば、A立木補

償、B保安林適用等地権者の心を動かす対策をする。

(3)作業班、労務対策。国土を守る自衛隊の認識で考える。林業従事者の募集、森林組合の正職員化。住宅、子供、学童等様々な助成制度を作り定住者をハローワークを通じ募集する。休耕地、農業対策、共に考える。

(4)法律及び条例の改正。公共施設、特に道路、電線、電柱等 線引きを含め、権利、義務と合わせ自然物は、山林、河川は郷土の財産である事を地権者にも認識して所有するものであることを指導していく。

以上のようなものです。確かに息の長い取り組みだとは思いますが、山間町村として、設楽町再生に向けて今こそ取り組むべき課題ではないかと考えます。津具地区には「つぐっ子の森」、今は「絆の森」と改称されたようですが、という樹種転換を図った先駆的な事例があります。元は津具小学校のPTAなどが、ボランティアでアスレチックや展望台とか小屋とかの施設を造り、子供や家族も楽しめる森として始められたものですが、平成11年度に村が用地を取得し、平成12年から14年にかけて杉檜を伐採し、花の咲く木、木の実のなる木、落葉広葉樹などおよそ40種類の苗木を22haの山に植樹したものです。私も当時植樹に参加し、山ボウシ等の苗木を植えた思い出があります。あれから14年が経ちました。森は大きく成長し、花咲き、実の生る、四季を彩る自然森林になりつつあり、山菜取りなどで多くの人を訪れています。

また町民の方で独自に山を買い、落葉広葉樹を植え、メイプルシロップを採取し商品化を図ったりして山の自然林化の活動をしている方も見えます。今では自然林での活動を求めて都市部から多くの人を訪れていると聞いております。

これらを、1地区の特別な事例に終わらせず、設楽町全体の山に広げることができたら、その波及効果は、計り知れないものがあります。かつて国や林野庁などの指導で、助成方針で杉檜の人工林化が全国的に進められました。わざわざカナギの山を伐採して、杉檜を植えたのであります。それが今日に至っているわけですが、その逆を、落葉広葉樹による自然林化を行政が促す事も可能ではと思うのです。国もふるさと創生、地方創生を言う中です。この時期を逃すことなく設楽町として取り組んではどうでしょうか。

そこで以下について質問します。

現状の設楽町の山林について、どのような認識を持っているか。

添付の住民の提言に見られるような、山林の樹種転換、落葉広葉樹による自然林化についてどう考えるか。

設楽町の山林再生に向けて、国や、県を動かし、例えば林業総合試験場のような施設を誘致できないものか。適地・適種の樹木の調査研究、育苗・

植樹・樹木利用開発・森の有効活用について主導的役割を担う。そこには人材の招致、田口高校林業科の卒業生の活躍、就職の受け皿、地元住民の雇用、森林組合との連携など、移住・定住に繋がるものであると考えます。

以上のような設楽町の山林を大きく変える壮大な取り組みではありますが、様々な波及効果を伴いますし、政府の地方創生法や水特法などあらゆる仕組みを駆使して、町としてその1歩を踏み出す考えはないか、答弁を求めたいと思います。

以上1回目の質問とします。

産業課長 河野議員の御質問について答えさせていただきます。まず設楽町の山林についての現況でありますけれども、設楽町の森林資源の現況は、設楽町の面積約2万7,400haのうち、森林面積が約2万4,900ha、約91パーセントでございます。このうち民有林は1万9,211haということで、民有林の人工林面積が1万5,589ha、さらに人工林のうち、杉・桧が1万5,291haで、民有林の約8割が杉・桧の人工林です。民有林のうち天然林の広葉樹は3,488haと約18パーセントです。

森林資源構成はと申しますと、杉・桧の人工林の齢級は、50年生以上の木が1万1,629haと約76パーセントで、当町の森林資源の構成は、利用期を迎えた人工林の割合が高く、これまでは「設楽町森づくり基本条例」が目指します、「豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、住みよい地域をつくること」に向かって「森づくり基本計画」に基づき、育てる林業に重点を置き間伐等の森林整備に取り組んでおりますが、さらに豊富な森林資源を活用する林業への変革が必要になってきている時だと思っております。

次に樹種転換のお話でございますけれども、山林の樹種転換も選択肢の1つとして、いろいろな選択を求められている時ではないかと考えております。それは、人工林については、長伐期にするのか、通常伐期で皆伐をするのか。長伐期にするにしても、間伐を継続してその後、さらに皆伐をするのか。あるいはもっと違う複層林や針葉樹広葉樹の混交林にするのかということもあります。皆伐した後に新植をするのか、天然更新をするのか。新植するのなら、どんな木を植えたらいいいのか。これまでのように、杉・桧を植えていけばいいのかというようなことがあります。

また、天然林についても、自然の推移に任せるのか、あるいは手入れをするのか。手入れをするとなれば、どのような森を造っていくのか。そしてどのように利用するのか。

これからの森林のあり方を考えますと、水源をかん養する、木材等を供給する、土砂災害を防ぐ、地球温暖化防止に寄与する、自然環境を守る、暮らしに潤いをもたらす等の森林の多面的機能を発揮されるようにしていく

ことが重要でありまして、50年先、100年先という長い目で成長をイメージしながら、森づくりを計画的に実施していく必要があると思っております。

次に林業総合試験場等の誘致でございますけども、現在、新城市内に愛知県の森林・林業技術センターがございます。ここでは、林業の振興と森林保全を図るため、県民の要望の強い試験研究を実施するとともに、林業後継者の確保や技術の向上を図る森林・林業研修、普及指導、優良種苗の育成を推進する林木育種事業など森林・林業技術について総合的な業務が行われています。また、より安心して愛知県産材を使えるように、センターにおいて県産材杉・桧の強度試験を行っておりまして、その結果をもとに、基準強度を県として初めて算出しております。

平成25年度には、センターと国立大学法人名古屋大学大学院生命研究科が、連携に関する協定を締結し、技術情報の共有化による研究開発の機能強化、研究機器の相互利用による研究開発の効率化が図られ、学術的進歩と林業の振興が期待できるとされているところです。したがって新たに設楽町にそういった施設を誘致することは考えておりません。

次にこういった大きな取り組みに1歩踏み出す考えはないかという事でございますけども、昨年度策定した総合戦略の基本目標「設楽町で働きたい方の希望を実現する」として、林業分野では林業に携わる人材を育成する仕組みの構築など、人材確保に向けた新しい取り組みを実施してまいりまして、必要に応じて国の交付金も活用してまいりたいと考えています。

また、長期スパンの目標については、森づくり基本計画の見直しや、今年度、総合計画を策定していく中で、関係の皆様のご意見をいただきながら方向性をまとめていきたいと考えています。

町長 それでは私から御回答させていただきますが、基本的には、今産業課長が申し上げたとおりであります。その手法等についても前向きに捉え、それを進めるための手立てを講じていかなければいけないと思っている所でもあります。そうした中にありまして、確かに森林の持っている機能を高めて、こうした状況をつくるための手法として、新しい森林整備に取り組んでいくということは重要なことだと認識をしております。しかしながら現存している森林の多くは、それぞれ山林所有者の方達が、従来から自分たちの資産、財産としてこれを保有し、植林をし、そして育てて今日に至っている事でありまして。近年は、この木材の価格低迷によって山から木材を切ってそして搬出する、そうした事が利益に繋がらないということから、これを行うには厳しい現状であるということで、そうしたなかであって一方ではこうした山林を所有されている方達への樹種転換を促していくということも重要な事であるとは思っている所でもあります。現実的にはこの木を誰が伐採して、そ

の費用を誰が支出するのか。これを考える時におそらく森林所有者の方達にこれを促し、そして進めていっても費用面で今の現状では非常に厳しい。そうした現状であることからこれを行う方達については、おそらくいないのではないかと考えております。では仮に、これを解消していくための手段として、この費用を町が捻出するということとなりますと、莫大な資金を必要とすることは明白であります。そしてその町の財源でこれを特化して、進めていこうとするには、現実的には非常に厳しいということで、現実的ではないと考える所でもあります。しかしながら、提案をして頂いた広葉樹林帯の整備ということについては、広い意味でやはり行政としても、広くこのことを促していく。そして地道に協力を求めていくことは、大事な事だとも思っておる所でもありまして、また一方で、この育てて頂いてある健全な針葉樹林としての整備も合わせて進めていくことは、これは重要な事だとも思っている所でもあります。今後においても、こうした例えば皆伐をしたエリアの所を将来に向けた健全な森林という形で作りあげていく、そうした取り組みを進めていくということについては、やはり最終判断として我々行政もそういうところに意識はもちろん高めますけれども、森林を所有されている個々の山主さん、そうした方がやはり協力をして頂いて、そうした事への理解と、一方では先ほど申し上げたように、価値のある木材としてどう育てて需要に結びつけていくか、そうした事も一緒になって計画をしていかないと、ただやみくもに皆切って、ここは広葉樹林帯にしたらいいと、みんなそういう気持ちはあっても、今申し上げたような費用面だとか現実的な話を考えた時に、即効性のあるというか、そういったことへ実現に向けていくには、非常にいろいろなそういった面での課題があるということで、今の現状を受け入れていないといけない話だと思っているのです。言われておるようなことを構想的に描いて、暗い、価値のあがってこない森林をいつまでも保有するよりも、一步前向きに、将来の山を展望したときに、言われるような展開を繰り広げていくことは大事な事だとも思っているところでございます。最終的にはそうしたような費用面だとか、皆が同調のできる、共有ができる状況を作り上げていくためにはやはり国の政策、また県の指導、そういったことも考慮に入れながらこれを進めていく必要があろうかと思っておるのが現在のところでもあります。

2 河野 今のお話はいちいちわかる訳で、その上で、じゃあどうするのかっていうことだと思うのですが。順を追って再質問をしますが、現状の設楽町の山林に対する認識については、おっしゃられたのとほぼそのような状態だろうと思いますので共通認識だと思います。で、次に樹種転換に向けてじゃあという所で、少しそう簡単じゃないよと、いろいろな費用面も含めて問題が

出てくるのじゃないかという事になるのですが、それはそう言ってしまえばおしまいな訳ですけど、どこかでこの設楽町の山林というのをこのままで良いのかと、このまま誰も、山主さんも金のかかる事はやりたくないということで、あまりさわらない訳ですよ。そういう中で山がどんどん荒れていくという面もある訳ですから、それを誰が言い出すのかというとやっぱりリーダーである町長じゃないのか。町長を始めとした行政、議会、そういったものが、この設楽町の山林を今後、長い目で見てどう変えていくのかということを実行に取り組んで考えて、できる所を始めないと、いつまで経っても誰もやりたがらない。提言にもありましたように自分の代に日の目を見ない仕事だから、あまり自分がやることはしないというのが、今までだったと思うのですが、もう国もふるさと創生をして、そういった所には応援するんだっていう政策を言っている訳ですから、設楽町が未来に対する展望として山林を再生させる、そういう決意と熱意があれば、動き始めるのではないかと、国や県だって簡単に施設をじゃあそこへ設置しましょうとはならないとは思いますが、やれるところで町が動いておれば、それに対してできることは必ず応えてくれるのではないかと私は思うのですが。そんな訳でこの林業再生計画には、単に山の林業だけの問題じゃない。本当に他の住民の移住とか、田口高校のやる気のある生徒達を受け入れる、地元の山のために働いて頂くと、そういう事も含まれた事であり、希望のある作業だと思うのですよね。結果としてそういうところに都会から、じゃあそれに参画しようと言って移住してくる若い人たちだって出てくるかもしれません。ただ来てくれ来てくれ移住してくれ、仕事はあるもので合えばお世話しますが、そういう事で移住を促していてもなかなかそう簡単に、じゃあ移住しましょうとはならない。でも設楽町がこういう想いで、こういう壮大な計画で、これから林業やるから来てくれっていうことを全国に発信すれば、それに呼応する人たちが出てくると思うんですよ。そういうことも含めて非常に可能性のある自分達の住む環境が大きく変わる事でもあるんで、もう1度そういう意味で町長始め課長さんにこの計画について言える範囲で再質問させていただきます。

町長 河野議員の森林に対する熱意というのですか、やはり本当に真剣にそうした事への取り組みというのは重要性を持っているというお考えを示して頂くということは、私も同感であります。そして、この山林を抱えた町であるが故に、そうしたことに前向きに取り組んでいくという考え方も持ち続けていかなければいけない事だと認識をしております。そういう中であって、今、現状を私、申し上げた訳です。そしてこれを進めるための課題も申し上げた。そうした課題が背景にはあるものの、今申しあげられたようなやはりこのままの森林の形態をずっと将来に向けて何もしなかつたら変化のない、

この地域に住む我々設楽町民にとっても、ある意味でのその価値としてのこの森林の使い方というものに知恵を絞らなかつたということでこれから将来に向けても、そのことを振り返られた時に当時のここに住んでいる人たちにとって、何も考えなかつたのか、施策も考えなかつたのかということをお戒めさせるような事があつては、やはり残念な事だとも思っております。そうした中に、私、今前向きな立場で考える手腕というものを講じてみる考えはないかと、こういう御質問を頂いておる訳ですが、1つのこうした森を、改善というか新しい樹種転換を図っていく1つの手法としては、設楽ダム建設計画というのが従来から御承知の様にあつたし、今もある訳です。そして今この時代に至るまでには、過去色々な議論がありました。下流市町はもちろん、そして有識者、大学の先生方、そして国、県の職員、そして当事者である我々も入つて、色々議論を重ねる協議会というか、当時豊川の流域を考える検討委員会というのが立ち上がつておりました。その議論の中で何度か真剣に議論がされた状況があります。その中の最終提案として1つ、設楽ダムを建設していく背景の中には、将来ここに湖、ダム湖が出現する、それと同時に下流域もやはり上流の水源地域としての保全というものに意識を高める必要があるぞと。その保全を高めるための1つの手法としては、例えばダム湖の周辺で、水がついているその周り、全体を広葉樹林帯に樹種転換を図っていくことが大事だと提案をされております。このことについては記録も残つておりますし、今もそういった見解を国も関係地域、関係者の人たちも共通認識を持つてそういう方向を目指そうということで話し合ひはされております。従つて、これをやはり我々も1つの提案事項として、これから整備していこうとするダム湖周辺整備計画の中へ、ある一定の幅でもつて広葉樹林帯を整備していくその手法についても、皆でもう1回議論する必要があるかなとも思います。そうした事を踏まえる中で我々設楽町民としてもやはりこの林業と、そして今いるダム湖の周辺の広葉樹林帯で新しい水源林としての確保できるような場面を作っていく、そういったところへの働きかけをこれからもしていく必要があるかなとも思います。従つて今後そういったことも過去からの話があるという事も踏まえて、我々としても声を上げていくことも1つの手法かなとも思っておりますので、そうしたことも含めて、こうした事への取り組みに取り組んでいく事は、必要な事だと認識をしておるところでもありますし、こうしたことも唱えてまいりたいとも思っております。

産業課長 ただ今町長がお話したとおりでございます。

2 河野 今、町長が言われたことは1つの具体的な話として、お考えだつていう事はわかりました。それが1つの取り掛かりであつてもいいのですが、私

としては単にダム湖の周りをそのようにすれば、それで解決するという問題ではなくて、やはり、設楽町全体の山がそういうふうに変換されていくことをあくまでも目指すということで、その可能性についてあらゆる手立てを探し、駆使し、私は展開して頂きたいと思うのです。1つお聞きしたいのは水特法というのがある、水源地の為に法律で水源地を守るための法律だと思っておりますが、そのために予算を出すのだという法律があると思っておりますが、それなんかも、今いろいろダムの見返りとしていろいろな項目があると思っておりますが、そういう中に新たに自然林再生のための事業をそれに入れるってことはどうなのでしょう。

町長 水源地域対策措置法という法律は、ダムが建設される事によって、それに起因して従来の生活を営んでいくことに、非常に通常の生活ができない、そうしたものに特別施策として、それをできるようにするための事業という形で認められる事業な訳です。それは何かというとその水源地域の中で生活している人たちが必要となる事業採択をして、それを国が認定をしてそして当事者、下流も県もそうですが、そうした関係者が皆、統一認識の中で認めていただく、そうした中で認められた事業を展開していく、そういうルールになっております。設楽ダムを受け入れる際に、当然の事ながら水源地域対策特別に事を起こそうとする事業メニューを全地域に話を下ろして、地域の住民の皆さん方の意見を入れて、そして議会の皆さん方の承諾を得て今の水特法に関連する水源地域整備事業というものは固められて決められております。それは後から後出しで、これが欲しくなったあれが欲しくなったから認めてくださいねと言っても、この当時というか受け入れをする際に最大限みんなが必要だと議論をして固めた事業計画として、今認定がされてそれで動き出している訳です。それを途中で変更していくというのはそれなりの大きな理由がないと、これは認められない部分があります。しかし理由はどのような理由であるにしろ基本的には、皆がまとめて頂いてこれをもってやるのであれば水特法として手段をそれに講じてやろうということで、皆認識をして頂いて認定をしてもらっておりますので、それを壊して他のものに切り替えるとか今の段階ではできない状況になっておることが現実です。そういった法律ですのでそういうことでお願いします。

2 河野 ただし、水源地域対策特別措置法、やっぱり水源地をダムを作ってますます疲弊していくのではなくて、何とかして地域をもり立てようという法律だと思っておりますので、その時にいろいろな事業が出されているのですが、1番最後の所に課題事業という項目もありまして、特に項目を決めずにこういう課題もあり得ると、それをうまく使うということがあっても良いと思っております。最初に要望した以上のことを更に加えるのは、というのではなくて、必要な

こととして、これが設楽町の再生にとって是非とも必要だと、他の所削ってでもやりましょうという話があっても僕は良いと思うのです。もう変えられないというというものではないのではないかなと思います。ここで1つ私だけの話ではなくて町民の中にもこういう考えを持っている方が随分おる訳で、その例がさっきの提言である訳です。その1歩を踏み出す、例えばプロジェクトチームを立ち上げるとか再生に向けた取り組みというものを前向きな答弁をもう1度お願いします。

町長 思い入れはよく理解するのですが、現実的に、プロジェクト組んで設楽町の山を言われるような提案のどおりにこれからやっていく、皆おそらく趣旨的な事は同調されると思うのです。ですが、本当にそれをこれから進めていこうとした場合に、やはり、今の財源の話もそうですけれども、現実化する中であって全てそういったところをみんなが共有してその方向性の事業を起こそうとなっていくには、なかなか今の段階では難しい状況があらうかとは思いますが。その前段として、先ほど申し上げたような手法でもって何かきっかけとなり得る物が可能性としてあるのであれば、そうした物を考慮する中でゆくゆくはこういう町全体の森林の改善を図るという所に結びつけていけるようになれば、1番いい話ですが、そうやっていく前の前段として皆で話し合うという事が必要だと思いますが、だからといってその目的が、その実施に向けてやるというところまで話が及ぶということはなかなか難しい状況にあらうかと思っておりますので、今すぐここで立ち上げてそれに特化してそのことを検討しましょうということについては、まだ今のところ考える場面では無いだろうと思っております。

2 河野 そういうことであらうとは思いますが、過去にそうやって国や林業政策として、カナギ山を杉檜に転換していったという歴史がある訳で、もうその話はいろいろな方々から昔はここらはカナギ山だったと、それが今こんな杉檜の山になってしまったという話は聞いておりますので、そういう政策的誘導で今があるのであれば、政策的誘導でカナギ山にもう一度戻すという事は可能だと思っておりますので、この問題は設楽町の将来を大きく左右するくらいの大きな取り組みだと思いますので、1回で終わらずまた町長とも話をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

議長 これで、2番河野清君の質問を終わります。

議長 次に、6番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 もうしばらく辛抱してください。私が最後になりました。議長にお許しをいただきましたので、ただ今から、質問させていただきますが、その前

に、質問趣旨の中に2か所ほど不適切な文言と、それから誤りがありましたので、その都度その都度、訂正をお願いしますので、ひとつよろしく願いいたします。声はいかがでしょうか。届いていますか。熊谷議員。

私の質問は1点です。設楽ダムのパラダイムシフトについて。1, 2, 3, 4と細かい項目があります。

現行設楽ダムの存在理由は何処にあるのか。が1。2、八橋地区が広大な無人地帯となり、ビオトープとねこぎぎの養殖場にする方針が出されているが、—————養殖場づくりをするのは、天下り先づくりを正当化するものではないか。3、転流工によって松戸右岸の岩盤が、想定以上に脆い等の事実があった時、国交省から正しい情報を入手できる確約はあるのか。4、パラダイムシフトはあるのかどうか。以上です。始めます。

1、現行設楽ダムの存在理由は何処にあるのか。大島ダム、ここが間違いでございます。3000万トンではなくて1130万トンの間違いです。大島ダム1130万トン、大原調整池200万トン、万場調整池500万トン、芦ヶ池、田原の調整池が200万トンが、豊川用水東部幹線に整備され、西部幹線には、蒲郡調整池50万トンが設置され、長楽に設置された寒狭川頭首工は2200万トンとなっています。農業、上水道水が十分に確保されている現在、国交省の作ろうとしている現行の設楽ダムに求められている役割は何で、その存在理由は何処にあるのかを考えます。反対運動が強く、容易にダム着手に動かぬ設楽町に反対協のトップである後藤前町長を巻き込むため、1億トンダムをでっち上げ、バックウォーターによる水没者扱いをしてまで大騒ぎをしているうちに、県の豊川水系局は、第2次豊川用水計画、フルプラン、総工費1000億円を実行し、最初に述べたとおりの調整池を整備してしまったので、現行ダムの利水機能は、抜け落ちてしまいました。そして、治水のみが残る形となっています。段戸山系で多量の水量を誇る当貝津川をせき止めていないので、洪水調整機能は機能不全に陥っており、ちょうど徳山ダム同様、貯めて流すだけのダムとなっており、存在意義に乏しいと考えるが、国の見解と説明はどのように捉えておられるのかお聞かせ願いたい。今朝、町長から平成38年度工期完了、平成36年度ダム完成、2年間湛水試験のスケジュールとなったとの説明があったが、6年間の延長理由をどう考えられるのか。

2番目。八橋地区が広大な無人地帯となり、ビオトープとねこぎぎの養殖場にする方針が出されているが、—————養殖場づくりをするのは、天下り先づくりを正当化するものではないか。不必要な部落縛り、これが不適切なので、集落縛りに訂正願います。不必要な集落縛りで、強制退去を住民に強いた国交省の方針は残酷であり、天下り先とも受け取れる施設を設楽町に設置することは、住民の自由意思をないがしろにするものであ

り、容認できるものではない。もともと水没は、机上の計算で発生したものであるから、広大な無住地は、当初から想定されていたものであり、八橋地区という温暖で茶業に最適地の集落は、極力残存させるべきであった。知生の山中に住む人々までも————ことは、残念な事実であります。まだ、お茶や耕地はそのままになっているところが多いと思われるので、旧住民に無料でお茶や田畑が使用できるような、町民農園的な組織を立ち上げ、支援し、あの地区の自然と農作業を守るような取り組みは、考えられないものか。

3番、転流工によって松戸右岸の岩盤が、想定以上に脆い等の事実があった時、国交省から正しい情報を入手できる確約はあるのか。転流工工事の坑道は、文字通り安全なダムを作る重要な工事であり、もし、工区がグザリ場で安定的な岩盤が存在しない状況となれば、ダム本体の打設に多量のコンクリート注入が必要となり、ダム建設費が大きく膨らむことになり、BバイCが真剣に考慮されねばならないことになる。進むか撤退かの議論が発生するところであり、どのような考えの下で、転流工工事に入るのか、町として方針を確認すべき申し入れをすべきと考えるが、町長の所見はいかがか。正しい情報入手の確約はあるのかどうかを説明願いたい。常に知られては困る坑道は、立ち入り禁止、公開禁止とされてきているダム行政、坑道内の立ち入り検査と説明会の確約を国交省から取り付けるべきと考えるがいかがか。全長560メートルの転流工工事は、ダム堤体中心から100メートルほど外壁に向かって掘られると推測されます。したがって、それはダムの最も力の加わる耐力壁に当たる部分でもあり、慎重に掘削される必要があります。ダムの可否を判断する最重要な項目となっております。転流工は、目視できるよう町として要望しておくべきと考えるが、申し入れする考えはあるかどうか。そして、10年後に完成についての具体的な説明があったかどうかについて、説明を求めます。

4、パラダイムシフトはあるのかどうか。松戸側の掘削によりダム堤体の打設が困難と考えるとき、進退、つまりパラダイムシフトがあり得るかどうか。ダムの建設、竣工が6年間延期と提示された背景には、やはり転流工事が、多様な問題点をはらみ、問題点が提起されてくると予想される。特に、工費が2070億円から2400億円へ370億円積み増しされているが、その工事費の決定について、具体的な内容、項目、方法についての説明があったかどうか。あれば、その内容をお示し願いたい。60億×6年で370億、これが6年間で新たに使われる工事費と計算されるが、今年52億の予算計上となっております。転流工工事自体の公費となっております。パラダイムシフトは全ての考え方、基準、方法を根本から作り直し、方向転換をする劇的な方法

を指し示すものであり、ここに町としての主体的な意思表示ができる余地があると思われま。危ないダムは作らないという信念でダムに向き合っていただきたいと思ひますが、所感をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長 答弁に入る前に高森陽一郎議員に注意をしておきますが、今の質問のなかで、この質問要旨から読み取れないところがたくさんあります。答弁の方は、質問の要旨で分かる範囲内でしか答えられませんので、それで了解していただきたいと思ひます。

企画ダム対策課長 まず、大きな問題の設楽ダムのパラダイムシフトについて。1 問目、現行の設楽ダムの存在理由は何処にあるのかというところでありま。この設楽ダムに求められる役割というのは、1、洪水調節で、豊川流域の洪水被害を軽減すること。2つ目に、渇水時に豊川に一定の水が流れるようにすること。3つ目に、東三河の地域に新たな水道水、農業用水の供給を可能にするという目的で、平成18年の「豊川水系における水資源基本計画」いわゆるフルプランというところに根拠を發しております。

2つ目の、—————養殖場づくりをするのは天下り先を正当化するものではないかというところでありまますが、高森議員が言われているのは、おそらく八橋地区にある白い新しい構造物で、国土交通省からお聞きしますと、ねこぎぎなど魚類の保全のための施設ということでありまして、天下りの施設ということの認識はしておりません。

3つ目の、転流工によって松戸右岸の岩盤が、想像以上に脆いという事実があった時に、国土交通省から正しい情報入手できるかというところでありま。岩盤の強度に関しましては、昨年6月にこの定例議会で同様の質問にお答えしているように、事業主体であります国土交通省の責任において、最善の計画で進められていくというもので、もし疑義が發生するというのであれば、町として正しい説明を求めていくものであります。

4つ目の、パラダイムシフトはあるのかどうかというところでありまますが、事業主体が国土交通省ですので、施工方法やそれぞれの対策は、国が責任を持って実施をし、仮に重大な問題が發生したとしても、正しい対処方法により、国が対応していくということで認識をしております。以上です。

町長 質問の中で転流工の建設に向けて、進むか撤退かの議論が發生するところであり、どのような考えのもとで転流工工事に入るのか、町として方針を確認すべき申し出をすべきと考えるが、町長の所見はいかがかにつきましては、転流工工事に入ることにつきましては、従来から工事事務所の計画に基づいて進められて行くことと認識している範疇でありますので、その計画に基づいて進められることであると認識しているところでありまして、したが

って、確認すべきことではないと考えております。以上です。

6 高森 設楽ダムが存在理由は、先ほどフルプランと言われましたが、フルプランは県の事業であり、ダムの事業とは関係ないことでもありますので、ダムが10年以上かかるという想定をして、豊川水系局が新たに豊川のフルプランを実行して農業そして水利を全部確保した後、やります。その中で、設楽ダムが受け持つべき内容は、ほとんどそちらの水系局の方へ移ってしまって、設楽ダムではほとんど貯めて流すだけの水がめ機能しかなくなっていると考えられますが、その認識は間違っているのでしょうか。

町長 質問の意図、内容がよくわからないですが、相対的に、今、高森議員がいろいろ疑問に感じておみえになること等については、高森議員がやはり、長いこの歴史の中で、従来からご意見ですとかお考えがあって、今現在に至ってみえることを、今また改めて申し上げてみえるのかなあと私なりに推測するところですが、今言われるような内容等については、事業者、中部地方整備局設楽ダム工事事務所等が、事業を進めていくためにあらゆる法制度、また事業計画、そして内容等についてきちんと説明をされ、そして所定の手続きを踏んで、今に至っていると認識しているところで、今、疑問をお持ちになってみえることに対しての私どもの回答ということについては、申し上げるべきものではないと認識しております。

6 高森 八橋地区が、広い面積が、これからいろいろ開発する形になると思うのですが、あそこにもう一度、旧町民の人たちに入ってきてもらって、そういう放棄地を守るような環境整備とかそういうような事業とか、それは、ねこぎぎ養殖場とか、それと絡めた形で、実現するとかいう計画はありますか。

町長 今回の設楽ダム建設エリアゾーン、今言われる八橋も含まれておりますけれども、全て用地買収が整って、国の所管の所有地になっております。そこへ我々が改めて、事業展開を起こす等のことについては、今後さらに、ダム湖周辺整備の中で例えばダムの運用上、常に水のつかないところが出現するというのであれば、そこを有効利用ができるように協議をし、そして例えば、親水公園ですとか、そういうものに整備が可能となるのであれば、そこを有効的に使わせてもらえるような手立てを講じて、そうした計画に基づいて進めていくことを考えることはあるということでもありますけれども、事業展開の事業者として、そこへ我々の思いとして所有をし、またそこで定着をし、エリアゾーンを利用するということは、考えられる話ではないと思っております。

6 高森 確かに管轄外で町長としても大変な苦労はあると思うのですが、ぜひそういう、全ての親水公園を含めた形で、あの広い土地を何とか設楽町の山

の玄関として、整備するようなそういう方向を出すためにも、やはりもう一段と事業者との話し合いをして、設楽町にどうしてもなくてはならない地域であると、もともと、最初から水に入らなかった部分を無人にしたということが無理がありますので、もう一度人が入ってきて、そこで楽しんで自然をエンジョイできる、そういう施設に方向を定めるということを設楽町のトップの方として提案できると思います。ぜひ、その辺の、今一層のご尽力をお願いしたいと思います。いかがですか。

町長 高森議員の立場からあそこを有効的に使うように町長頑張れと、励ましをいただくとは思ってもいなかったわけですが、そういうご指摘を頂かなくても、町のためにもし仮に有効利用ができるのであれば、そういったことも手立てとして考えていくことは必要だろうと思っております。

6 高森 3番目の転流工の松戸の右岸ですが、これ、以前から危ない危ないと言われているところで、今、この図面を見ますとだいたい560メートルの転流工があって、中心から90メートルくらいずっと松戸のところに転流工が出るのですが、そこがもし、将来川底にするのなら思い切って削る形が出てくるのですが、その辺の岩盤の安全性に関しては、国交省から何かそういう報告はありましたか。

町長 ありません。

6 高森 それでは、転流工が3年経ってできあがった時に、議員がその中を歩いて確認できるとか、そういうふうな要望はできるのですか。

町長 転流工に限らず、従来から設楽ダムの建設については、その都度その都度、現在もそうですが、議会の皆さん方にも、もちろん町民の皆さん方にも公表され、そして、その建設現場の視察ですとか、現況等のそうしたものを把握していただくための時間は、当然のことながら作ってもらえるものと思っておりますし、今までと同じように説明はきちっと受けて、進めていかれるものだと理解しております。

6 高森 この本体の前に転流工が完成すると思うのですが、転流工の出来具合によってダムの可否が左右される可能性がありますので、改めてその転流工の完成の暁には、やはり議員が全員自分の目で確かめるという申し入れをぜひお願いしたいと思いますがいかがですか。

町長 国に対して現況を確認できるように、申し入れをせよという指示をいただいたわけですが、やはり、議会皆さんの趣旨として確認していただくことが、目的を達成されるのであれば、そうしたことを重視していただいた方が、いいのではないかと思います。ただ、私の立場といたしましても、議会の皆様方が、きちっと理解ができるように、調査状況等を確認ができますよう働きかけをすることはやぶさかではありません。

6 高森 以上で私の質問は終わりますが、将来的にパラダイムシフトが起きる可能性があることを一部不安に思いながら質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

議員の皆さんに1つお願いをする訳でありますけども、先ほど田中さんの方から質問には真摯に応えるようにという要望がありました。議員の皆さんも、質問用紙を見たらわかる程度の質問は出していただきたいと思います。それと、開かれた議会、多くの住民の方にここに来て聞いて頂きたいというような趣旨で議会をやっております。止める物ではありませんが、意味のわからない横文字等は、あまり使われても、はっきり言ってこのパラダイムシフトというのは、私も初めて聞いて調べてわかったような所ありますので、止める物ではありません。皆さんいろんな考えの下でご質問されますので、止める物ではありませんが、なるべく多くの皆さんがわかるような形で質問をして頂きたいと、これはお願いであります。

議長 それでは続きまして日程第6、報告第2号「平成27年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について」と日程第7、報告第3号「平成27年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を一括して議題とします。本案について説明を求めます。

副町長 報告第2号「平成27年度設楽町一般会計継続費繰越計算書について」平成27年度設楽町一般会計継続費にかかる繰越計算書を別紙のとおり調製したので地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。平成28年6月7日提出、設楽町長横山光明。

平成27年度28年度の継続費の繰越計算書の明細でございます。事業名につきましては、公共施設等総合管理計画の策定事業でございます。継続費の総額2,850万円でございます。27年度の支出額が905万7,600円。残額が94万2,400円でございますので、これを28年度の継続の費用としたいという決算書でございます。

続きまして報告第3号、「平成27年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」平成27年度設楽町一般会計補正予算（第3号、第5号及び第6号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成28年6月7日提出、設楽町長横山光明。

27年度から28年度に繰り越しをいたしました事業についての計算書でございます。事業名が地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費

から歴史民俗資料館（仮称）基本設計委託まで、7事業全て翌年度に繰越をするという計算書でございます。1点間違いがございます、1番下の9款教育費の9項、社会福祉費とかいてありますけども、大変申しわけございません。これにつきましては社会教育費の間違いでございますので訂正をお願いいたしたいと思っております。9項が4項ですのですみません、9も間違いでございます。訂正をお願いしたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。報告第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。報告第2号は終わりました。次に報告第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。報告第3号は終わりました。

議長 日程第8、承認第2号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第2号「専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。平成28年6月7日提出、設楽町長横山光明。1枚はねて頂きますと専決処分書がございます。地方税法が改正されて平成28年4月1日から施行されたために税条例の改正の専決をさせて頂きました。詳細につきましては担当課長の方から説明をさせていただきます。

財政課長 それではお手元に資料として2つ程お配りしてありますのでそれらを中心をお願いしたいと思います。1つは地方税法等の1部を改正する等の法律の概要という4ページの資料。それからもう1つは平成28年3月31日専決、設楽町税条例等一部改正の概要というものがありますが、それと後は新旧対照表の方でお願いします。3月に国会の方で議決されました地方税法の改正によりまして、設楽町の税条例を改正したものであります。主な内容ですが地方税法等の一部を改正する等の法律の概要をご覧ください。これの1ページで、今回の条例改正に該当する項目としては、真ん中より少し下、2番の地方法人課税の偏在是正ということで、これは消費税率が10パーセントになった段階でということになりますので、とりあえず今回条例改正はしておるのですが、おそらく10パ

一セント先延ばしになりましたので、もう一度改正が出てくるかと思いますが、今回は国の議決、法律改正に基づいておりますので、税率を今までの9.7パーセントから6パーセント、これ法人税割なのですが、均等割は変わりません、に改正するものであります。で、これは29年の4月1日から施行するというものです。条項でいいますともう1個の資料を見ていただきますと、1ページの第34条の4という所に法人税割の税率というのがありまして、ここで税率を改正するものであります。以下、一部改正の概要の方の資料なのですが、私がこれから地方税法の方で解説するもの以外は、税法の改正によりまして、字句の訂正だとか、申告の方法の見直しだとか、延滞金の特例だとか、そういうものを定めておりますので、その辺の説明は省略させていただきます。地方税法の概要の方の2ページをご覧ください。今回の条例改正に該当するのは、3の社会課税、自動車取得税の廃止と環境性能割の創設という欄がありますが、これも消費税率10パーセントになった時に、自動車取得税、県税を廃止して、環境性能割りというものを創設するという内容で、これは、県税の自動車税と町税の軽自動車税、それぞれに環境性能割を創設するというものであります。環境性能割というのが、この1番最後の4ページ見ていただきますと、別紙ということで自動車税及び軽自動車税における環境性能割というのがあります。これは取得したときの本体価格に対してそれぞれその燃費基準によりまして、1パーセント、2パーセントで軽自動車税の場合は1番下が3パーセントになります。あと、電気自動車等は非課税という内容で、取得した時にこれらの率によって環境性能割というものがかかるという事を規定したものです。とりあえず免税点というのがありまして、50万以下の軽自動車税については税金がかかりません。50万円以上です。この規定が一部改正の概要のほうで見ますと、3ページ開いていただきまして、この上段から3番目、第81条の3から81条の8までで規定されております。環境性能割というの基本的には町が賦課収納はしません。県の方で知事さんが賦課して収納して、その収納したものを、各町村分についてこちらの方に流していただければということで、余談ですが自動車税の環境性能割についても、今までの自動車取得税交付金と一緒に一定額、割合を町の方に交付していただくという内容になります。次に、また2ページの方、税法の概要の2ページの方の今の環境性能割の下に、グリーン化特例（経過の見直し延長）とありますが、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長ということで現行の特例措置について適応期限を1年延長することを規定しました。これは地方税法等一部改正の概要の方の5ページをご覧ください。5ペ

ージの中ほどに、附則第 16 条とありますが、軽自動車税の種別割の税率の特例という事で、これも地方税法概要版の 4 ページ、1 番最後を見ていただきますと、グリーン化特例ということで載っております。1 番下に括弧書きで軽自動車税のグリーン化特例については、現行の特例措置を 1 年間延長するという事で、とりあえず今現在、どの程度の台数が、今、付加し終わったばかりなので、集計しますと、このグリーン化特例を受けた台数が 53 台、設楽町の場合ありました。次に今回の改正で該当しますのは、地方税法の概要の 3 ページをご覧ください。ここに固定資産税等の特例措置という事があります。丸の上から 4 番目に新築住宅にかかる固定資産税の税額の減額措置を 2 年延長とあります。これにつきましては、一部改正の概要の方の資料を見ていただきますと、4 ページをご覧ください。4 ページの下から 2 段目の表ですが、附則第 10 条の 3、ここで規定しております。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告という事で改正しております。もう 1 つ該当しますのが地方税法の概要の方の 3 ページにまた戻っていただきまして、その下のまるで以下の特例措置について我が町特例を導入した上で延長とありますが、これの 1 番上、再生可能エネルギー、発電設備にかかる課税標準の特例措置、2 年延長ということで太陽光だとか風力だとか水力、そういったものにかかる課税の特例ということで、課税標準額を落とす、一定の割合を落とすという規定を定めております。以上の内容が地方税法によって、今回条例改正をする内容でありまして冒頭申し上げました様にその他の条項に関しましては、この法改正によりまして文言を訂正するだとか申請方法を定めるだとか、延滞金の関係の計算期間の特例を定めるといったような規定を定めるものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第 2 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 先ほど課長が、消費税 10 パーセントが延期になったから、また今回これを訂正するけども、直ちにそう遠くない時期にまた条例を改正しなければならなくなりますという説明でしたが、そうすると現行を消費税 10 パーセントの前提に合わせて条例を律儀に改正する必要があるかどうか、そこらへんは先ほどいろいろ説明していただいたんですが、もう 1 回まとめてお願いしたいと思います。

財政課長 ちょっと私の説明の方も早合点した点はあるかと思うのですが、とりあえず方針的にそういう事が言われておりますので、自動車取得税交付金だとか、地方の法人町民税の関係も消費税の増税に対応して改正されておりますので、もしその 10 パーセントになるのが遅れば多分地

方税法の改正の方もそれに合わせて改正されるのではないかといったことが予想されるということで、決まった訳ではないのですが、私の私見です。それに基づきまして法人税、法人町民税の法人税割や何かでも率が落ちるという事で、それに対して、今度県税の方の法人事業税交付金というのも関係してきます。それから地方消費税交付金というのもそれに絡んで来ますので、それらを含めて地方の財政、市町村とか県の財政ですね、そちらの収入の方がすごい影響がかってきますので、そういう事も含めて国の方は消費税の増税に合わせてこれらの改正しているものと思います。

10 田中 法律が決まって専決処分したのが28年の3月31日ですからその時に専決処分をしたということで、その後事情が変わったということで元に戻るような格好になるので、参考記録といった見方をすれば良いのですか。

財政課長 今現在は、法律がこのようになっておりますので、設楽町の税条例もこのように改正したという事であります。

4 夏目 大まかな説明がありましたけれども、この中で外形標準課税の拡大がございます。これについては今まで外形標準課税は赤字法人やなんかについては、税金を払わなくてもいいものを払うようになる訳ですが、その辺の所を設楽町の場合、外形標準課税になって、例えば現行より税収が増えるのか減るのか、その辺の大まかな所をお聞きします。

財政課長 非常に、資料を提出しようかどうか迷ったのですが、これは地方税法についての概要でありまして、今、夏目議員がおっしゃった外形標準課税の関係は、法人事業税ということで県税になります。先ほどちょっと申し上げたのですが、法人事業税の方から一定額を交付金として市町村の方に配分があるということになりますので、そちらの方には、なにがしか影響はこの率によって変わってきます。

4 夏目 先ほどから消費税が10パーセントに上がった場合には、地方税法人課税の偏在是正取扱いの説明があつて、これはこれでわかりましたけれども、とりあえず専決処分で3月31日にやつたと、ということは4月1日から税法そのものは施行されると。場合によって、場合によってですが、消費税が10パーセントにならなかつた場合、国の方から通達がくるのはどの程度になるかわかりませんが、その間の課税は、とりあえずこの改正法でやって後からは是正措置をするという解釈でよろしいでしょうか。

財政課長 今回の設楽町の税条例の改正に該当する施行日は、29年4月1日です。1年先の話になりますので、取りあえず税条例に関係しない部分で28年の4月1日から改正されているのがあります。1つ、先ほど言っ

た固定資産税の新築住宅とか再生可能エネルギーの関係はこの4月1日から関係しております。消費税の関係にする物は全部29年の4月1日です。

7 熊谷 もしこれが、消費税率、自動車取得税が廃止になったと、そうするとまた新しい税金ができる訳だよね、例えば取得税と環境性能割の創設を適応したらどちらが有利ですか。上がるのですか、下がるのですか、簡単で良いですけども。

財政課長 27年度の決算というか、今閉めた所で言いますと、自動車取得税交付金が、設楽町の場合27年度3,000万少し入っています。先ほどちょっと職員の方に、今年の今付加したての軽自動車税で、新規取得した軽自動車に対して環境性能割というのがかかりまして、それが311台ありました。だいたい1台、中古でも新品でもどっちでも50万以上はかかりますので、311台80万円くらいとすると、2億4,800万で、税率が非課税から3パーセントまでありまして、全部が非課税とか1パーセントという環境性能に良いやつばかりとは限りませんので、例えば2パーセントとすると500万くらいなのです。自動車取得税の方が設楽町にとっては得だと思えます。ただ、普通自動車の方の環境性能割も交付金として入りますので、そちらを含めるともうちょっと差が縮まるとは思うのですが、いかんせん自動車の新規取得は、県税でありまして把握しておりませんので、軽自動車に限ると環境性能割は、500万前後じゃないかなという予想です。それに対して自動車取得税交付金の実績は3,000万くらい。普通自動車がどの程度かというので変わってくるかと思えます。

4 夏目 最後ですけども、先ほどからどうもちょっと気になったのですが、ここの法律の概要の方、自動車税及び軽自動車税における環境性能割となっています。軽自動車税が3パーセントと先ほどから言っておるのですが、登録車の税率は3パーセントも載っていますけどもここの1番上見てみると軽自動車の税率は非課税から2パーセントまでになっているのですが、その辺のところは。確認だけですが。

財政課長 すみません。私もこれ見て先ほど確認したのですが、総務省から出ている地方税法等の一部を改正する等の法律要項というものを見させて貰うと、上記以外が3パーセントとなっておりますのでそういうふうに説明しました。

4 夏目 そうしますとこの別紙の方の軽自動車の税率の、上記以外の車2パーセントが3パーセントであるという解釈でよろしいですね。

財政課長 そのように確認したので、そのような説明させていただきました。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。承認第2号を採決します。採決は起立によって
行います。本案を承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。承認第2号は、承認されました。

議長 日程第9、承認第3号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第3号「専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項
の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報
告し承認を求めます。平成28年6月7日提出、設楽町長横山光明。

1枚はねて頂きますと専決処分書が添付しております。行政不服審査法
が改正されまして、設楽町の固定資産評価審査委員会の条例の一部を改
正する条例につきまして、専決処分をいたしました。詳細につきまして
は担当課長の方から説明をいたします。

財政課長 先ほどの資料の一部改正の概要という方の6ページを見ていた
だきますと、今、副町長の方から説明ありましたとおり、行政不服審査法
の施行に伴って所要の改正を行うというだけのものです。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第3号の質疑を行います。質疑
はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。承認第3号を採決します。採決は起立によって
行います。本案を承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。承認第3号は承認されました。

議長 日程第10、議案第49号「設楽町いじめ対策委員会及び設楽町いじめ
問題調査委員会条例について」を議題とします。本案について提案理由
の説明を求めます。

副町長 議案第 49 号「設楽町いじめ対策委員会及び設楽町いじめ問題調査委員会条例について」設楽町いじめ対策委員会及び設楽町いじめ問題調査委員会条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 6 月 7 日提出、設楽町長横山光明。

新規条例でございます。いじめ防止対策推進法に基づきまして小中学校におけるいじめ問題に対応する組織を設置するための条例を制定させて頂きたいと思っております。内容につきましては担当課長の方から説明をいたします。

教育課長 新規制定であります。今朝方カラーの参考資料をつけさせてありますのでそちらと併せて説明させて頂きます。このいじめ防止対策推進法ですが、平成 25 年 9 月 28 日に施行されております。この中で努力規定ではありますが、いじめ防止基本方針を策定してくださいよという項目がありまして、それに基づきまして設楽町いじめ防止基本方針というものを 5 月 30 日の総合教育会議の方で認めて頂きましたので、その中でこの調査委員会といじめ対策委員会というのも設置する条例であります。参考資料カラー刷りのものですが、この 2 つの委員会はこの上部に位置する、④調査、⑪調査と書いてあるところの委員会の設置条例であります。設楽町いじめ対策委員会というのは教育委員会の諮問機関として設置するもので、いじめ問題調査委員会というのは町長部局のいじめ問題調査委員会であります。簡単に言いますと学校で万が一いじめが起きて子供に重大な被害が生じた時、そういうことが起きた時にまず教育委員会の方へ発生の報告がございました。そうすると、その内容の程度に応じて、学校で調査して報告してくださいという部類と、そうではなくてちゃんとした第三者委員会で調査するからということで、設楽町いじめ対策委員会に調査を諮問してその経緯等を報告して貰うものであります。その調査結果に基づいて、これはそんなことじゃ澄まないといった時に町長部局がいじめ問題調査委員会を更に立ち上げて調査を諮問し、調査をして頂くという 2 段階のものであります。先ほど言いたいじめ基本防止基本方針の概要ですが、中身に通じる物ですがいじめは決して許される行為ではない、いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず毅然として指導していく必要がある。このことを踏まえて方針を策定しております。その中でポイントの 1 つとして、いじめ防止対策を効果的に実施するためとか、重大事態に対処するための調査委員会を設置することが謳われております。町内の小中学校で重大事態のいじめ事案が起きた際は、教育委員会の附属機関として設楽町いじめ対策委員会

が事実関係を明らかにするための調査を行います。けして法律的な判断をするのでは無くて、事実関係を明らかにするという所が肝になっていると思います。構成員は学識経験者ですとか心理福祉の専門家等が考えられております。イメージとするとこの表のとおりであります。中身については両方とも委員会は5人以内で組織して2年の任期でという事になっております。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第49号の質疑を行います。質疑はありませんか

7 熊谷 2点ほど教えてください。この条例の中で、それぞれの委員会で委員を5人置くと。例えばいじめ対策委員会の委員が、いじめ対策調査委員会と重複することは無いですね。同じ人が、対策委員の人が、町長諮問の調査委員会と兼ねることはあるかないかという点と、それからこの条例の中でちょっとわからないのですが専門医を置くことができるというふうに書いてあるのですが、この5人の中に専門委員を置くということなのか、別に専門委員を置くのかと、それと、法第28条第1項の規定、それから30条第2項の規定、これをちょっと簡単に説明して頂きたい。

教育課長 防止委員会と問題調査委員会の委員が兼ねることはありません。専門委員会ですが、防止対策委員会の中に更にわからないことを専門の人に聞くために専門委員会を設ける別な人であります。それから28条の2項は重大事態、子供に重大な被害、例えばあつてはならないのですが、命を絶つただとかお金をせびりとられたただとかそういった重大事案の事であります。30条の2項はこの委員会を設置できるという規定であります。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第49号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第49号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 報告第11号、議案第50号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」から、日程第13議案第52号「平成28年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第50号、「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」平成

28 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,963 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 4,045 万 4,000 円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第 2 条、地方債の追加及び変更は第 2 表、地方債補正による。平成 28 年 6 月 7 日提出、設楽町長横山光明。

それでは 3 ページの方をお開き頂きたいと思います。地方債の補正でございます。東海財務局との調整によりまして起債の額の調整をさせていただきまして、増額をさせていただいております。続きまして歳出から説明をいたします。歳出予算に関する説明書をご覧ください。10 ページの方をお開き頂きたいと思います。第 2 款 1 項 3 目電子計算費 19 節負担金補助及び交付金で、マイナンバー制度にかかる地方公共団体情報システム機構への負担金の変更額が示されました増額補正をいたします。5 目企画開発費では地域創生交付金が確定いたしまして、3 月に平成 27 年度補正予算に計上いたしましたので、28 年度当初予算に計上した事業を減額をさせていただきます。報償費では、交流 P R 大使の活躍の場を広げ各種イベントや F M ラジオ局の出演など積極的に設楽町を P R していただくための経費を計上いたしました。消耗品では設楽町をいろんな形で盛り上げていただく団体のパネルやのぼり、名刺などの作成経費を補正計上いたしました。地域おこし協力隊員の茶油製造試作に関する経費も新規計上をいたしております。委託料では、木質バイオマス利用促進協議会支援業務委託として、設楽町に進出することを検討している企業と木材業者とのマッチングを図るため、役場も関与しながら協議会を立ち上げ引き続き木質バイオマスの事業化をサポートしていく経費を計上いたしました。2 項徴税费では、平成 30 年の評価替えに向けて鑑定評価業務を委託する経費を計上いたしました。

12 ページ 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、3 目老人福祉費は、財源の更正をいたします。4 目老人法務費では、やすらぎの里デイサービス温泉施設で浴室内にレジオネラ菌の検出があり、感染防止のため滅菌器を設置する経費を計上します。また自家発電の設備のファンベルトの劣化が発見されたため、交換する経費も計上をいたします。2 項 2 目保育園費では、7 月から 0 歳児 1 名の入所希望がありますので、これに対応するため、臨時保育士の賃金を補正いたします。需用費では名倉保育園の電気料を名倉小学校と分離したため補正計上をいたします。

14 ページ 4 款 1 目及び 2 目賃金では、職員 1 名が 7 月から出産休暇に入るため臨時職員の経費と、したら保健センター 2 階控室のエアコンが壊れたため取り換え修繕経費を補正いたします。3 目環境衛生費では、簡易水道等特別会計の補正に伴い繰出金を増額補正いたします。5 款 1 項 3 目農業振興費では、需用費で田峯改善センターの講堂窓ガラスが、数か所にわたりまして亀裂が入り、危険な状態ですので取り換え経費を補正いたします。ジビエの森の冷蔵庫購入に対する補助金の計上と名倉・津具両ライスセンター補助事業の事業量の変更をいたします。償還金では 2 年前の雪害の復旧助成金に誤りがありましたので受給者からの申し出により国庫に返還する経費を計上いたします。2 項では森林境界明確化事業について、国のメニューの改廃に伴い補助事業の移し替えを行い、継続的に実施できるよう交付金の増額補正を行います。

16 ページ 6 款商工費は、財源更正をいたします。7 款土木費 2 項 1 目道路橋りょう総務費は財源更正をいたします。2 目道路維持費では、道路維持に関する経費が、沖ノ平 1 号線など緊急修繕箇所が増加したことなどから増額をいたします。3 目道路改築費では、上原荒尾線の調査区域の追加で設計委託料を増額いたします。

18 ページ 9 款教育費 1 項 2 目事務局費では、28 年度にいじめ防止基本方針を策定し、それを基本とした効果的な対策を講じる組織として、いじめ防止対策協議会設置にかかる経費を補正いたします。また事務賃金の増額補正もいたします。4 項社会教育費では、モバイル・トリエンナーレに関する事務賃金や町民文化祭プログラム印刷代の増額と、奥三河郷土館のコピー更新の経費も増額補正いたします。

戻っていただきまして歳入の説明をいたします。4 ページの方をお開き頂きたいと思っております。13 款使用料及び手数料につきましては、田口特産物振興センターと田峯城使用料につきまして、使用料を指定管理者の収入とするということにいたしましたので、減額の補正をいたします。14 款国庫支出金では、社会保障、税番号制度対応システム改修補助金を個人番号カード候補事業費補助金に統合したことと、事業費の増額に伴い補助額も増額補正をし、地域創生交付金につきましては、交付金の額の確定によりまして、27 年度予算に計上した事による減額でございます。15 款県支出金 1 項県負担金につきましては、上原荒尾線設計にかかる経費の 8 割部分の収入、及び介護保険低所得者保険料軽減事業、3 年に 1 度の民生員推薦会の負担金の増額補正をいたします。6 ページ 2 項県補助金につきましては、元気な愛知の市町村づくり補助金につきまして山林境界明確化事業を対象事業として助成を受けることといたします。保

育園費の補助金につきましては、算出に誤りがありましたので減額補正をいたします。名倉・津具ライスセンターの改修事業につきまして強い農業づくり交付金事業から山地パワーアップ事業に補助事業の変更をしたため増減をしております。山間地営農等振興事業につきましては、田峯茶工場が補助事業対象となるため増額補正いたします。19 款繰越金につきましては、財源調整項目として増額をいたしております。20 款商収入では、雪害によるパイプハウス補償助成の額に誤りがありましたので返還金を計上いたしました。21 款町債につきましては、第 2 表で説明いたしました但し事項の申請額の変更により増額をいたします。

続きまして議案の第 51 号「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 1 号）」平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 1 号）は次に定める所による。歳入歳出の補正、第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,403 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 675 万 2,000 円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第 1 表歳入歳出予算補正による、平成 28 年 6 月 7 日提出、設楽町長横山光明。

歳出の方から説明をしていきますので、補正予算に関する説明書の 6 ページの方をお開き頂きたいと思っております。第 1 款第 1 項 4 目の委託料につきましては、計上ミスがございましたので増額の補正をさせていただきます。第 2 款の 1 項施設管理費につきましては、委託料で国道 420 号の道路改築に伴いまして、水道管の移設を県から求められておりますので、その設計業務の委託、それから工事の方の増額の補正をさせていただきます。歳入の方につきましてはこれらの支出に関しまして一般会計から繰入金を受け入れる増額をするものでございます。

続きまして議案第 52 号「平成 28 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」平成 28 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定める所による。歳入歳出予算の補正、第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,131 万 2,000 円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。平成 28 年 6 月 7 日提出、設楽町長横山光明。

歳出の方から説明をさせていただきます。補正予算に関する説明書の 6 ページの方をお開き頂きたいと思っております。1 款 1 項一般管理費、委託料で町有林の境界保全事業の委託という事で 58 万円の増額をさせていただきます。

田口小学校の学友林につきまして、平成 29 年 3 月をもちまして解散するという議決を頂きました。財産区に移し替えをいたしますので山の境界の確定をする委託をかけたいと思います。この財源につきましては、繰入金から対応するという内容の補正でございます。以上で概要の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。議案第 50 号、「平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 50 号は所管ごとにおいて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託する事に御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 50 号を所管ごとに委員会に付託をします。

議長 議案第 51 号、「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 51 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 51 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 52 号、「平成 28 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 52 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 52 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日は、これで散会とします。お疲れ様でした。

散会 午後 4 時 40 分